

研究ノート

ペルーにおける選挙制度の史的展開

——一つの接近

村上勇介*

(キーワード) ペルー、選挙制度、選挙管理、一票の価値、民主主義

はじめに

I. 選挙制度の主な変遷と問題点

1. 選挙制度の主な変遷
2. 第1期の選挙制度の問題点
3. 第2期以降の取り組み
4. 「一票の価値」の格差

II. 各時期の選挙制度

1. 第1期（1821～1895年）
2. 第2期（1896～1930年）
3. 第3期（1931～1961年）
4. 第4期（1962年以降）

おわりに

はじめに

民主政治において、一般市民の政治参加は正統な行為である。政治参加には投票、選挙活動、特定の目的を持った各種の政治的・社会的な運動や組織の活動、有力者との個別接触など様々な形態が見られる。その中で、最も多くの市民が参加するのが投票であり、その機会を提供する重要な契機は選挙である〔蒲島 1988: 6-11〕。選挙は民主政治そのもの

ではないが、民主政治の要件の一つと考えられてきた [Dahl 1971: 2-9] [O'Donnell and Schmitter 1986: 27-11] [Rueschmeyer et al. 1992: 10, 43-44]。

以上の点からすれば、1992年にフジモリ大統領が行った憲法停止措置を機にペルーで民主政治の定着度が議論された際、選挙制度が俎上に載せられたのも不自然ではなかったと言えよう。フジモリは同年4月、議会や裁判

* 地域研究企画交流センター助手

* 1 ペルーの民主政治の大きな問題としては、社会的不平等や貧困などの社会的・経済的な問題の他に、政党の機能不全が指摘された。12年間の軍政を脱した1980年に発効した1979年憲法は、国民と国家を媒介して国民統合を推進する役割を政党に負わせた [Ministerio de Justicia 1993: 447-448]。だが、ペルーの政党は、伝統的なパトロン・クライアント関係を組織原理とした家父長的、硬直的な内部構造を持ち、1950年代以降に起きてきた社会的動員（人口構成の変化、経済発展、通信・交通手段の発達などの社会変動によって人々が伝統的な行動様式や価値観から次第に離れ、新しい行動様式や価値観に接

するようになる過程）に対応できない状態で、民政移管を迎える。旧態依然たる政党は、79年憲法で期待された役割よりは党利党略を過度に追求する一方、相互に排他的、非妥協的で、民主的討論の場を作れないという伝統的性癖も克服できなかった。経済危機やテロなど1980年代の深刻な問題に関する具体的な政策提案も行えなかつた政党は、多くのペルー国民の信頼と支持を失った [Adriazén 1992: 63-74] [Cotler 1988: 153-191; 1994: 173-200] [Deutsch 1961: 493-514] [López 1991: 65-109] [Lynch 1992: 237-250] [遅野井 1991: 21-43; 1993a: 99-114; 1993c: 43-51; 1995: 160-161]。

所の閉鎖などの非常措置をとり、独裁政権を樹立した。この事件は「自主クーデタ (auto-golpe)」と呼ばれ、大多数のペルー国民の支持を集めた。この特異な政治状況を前に、ペルーの民主主義の質を問う議論が高まり、その中で選挙制度も取り上げられた。^{*1} 選挙制度が国民の意思を十分反映させる制度となっていないと考えられ、その改革が提案されたのである。

フジモリは「自主クーデタ」の決行を国民に伝えた演説で、党利党略のみに縛られた政党が支配していた議会を無責任と批判し、国会議員選挙制度を改革する必要性を示した [Fujimori Fujimori 1992: 43-46]。国際的圧力からフジモリが立憲体制へ復帰するために制憲議会選挙の実施を公約すると、ペルー政府内では選挙制度改革が議論された。具体的には、全国や県を単位とする大きな区割による比例代表制というそれまでの制度に代わり、より小さい選挙区の下で最も得票した候補を当選者とする小選挙区制の導入などが検討された。これと並んで、民間の研究機関などからも同旨の提案がなされた。^{*2} だが最終的には、立憲体制復帰のための制憲議会選挙は全国一区の比例代表制で実施される。この方法は1993年憲法でも踏襲されたため、1995年選挙前には国会議員選挙制度改革をめぐる議論が起こった [Resumen Semanal, Año XVI, No.

764 (6-12 de abril de 1994)]。最近も、2000年の選挙に向けて、全国を14区に分ける国会議員選挙制度改革案が中央選挙管理委員会から議会に提案され [Expreso, 24 de mayo de 1996]、選挙制度をめぐる議論が続けられている [Tuesta Soldevilla 1996b]。

このようにペルーでは「自主クーデタ」以降、選挙制度改革をめぐる議論が高まってきた。この状況は、選挙制度がこの国における政治権力の正統性にとって、まさに鍵となる課題であることを反映している。しかし、その一方で、選挙制度自体についての研究はあまり存在しないのが現状である。19世紀、1980年代など特定の時期の選挙制度を分析した研究がある他は、歴史書などで政治に関する記述や、特定年の選挙についての報告・研究において、付随的に選挙制度が言及されているに過ぎない。19世紀から現在までを通史的に紹介した研究はまず見当たらない。^{*3}

19世紀初頭の独立以降、継続的にではないにせよ、何らかの形態の選挙によってペルーの政治的代表の性格が決せられてきたのだが、その制度自体の性格をめぐる議論は極めて不十分なのである。もちろん制度のみによってそれぞれの時期の選挙とその政治的インプリケーションのすべてが規定されるわけではないが、政治的な諸活動の枠組みとしての制度の重要性、さらにその制度の変化は政治的な

* 2 自由・民主主義研究所は、選挙改革提案をする際に、全国一区などの大きな選挙区制では有権者が議員を自分たちの代表と感じておらず、フジモリ大統領による議会の閉鎖という措置を過半数以上の市民が支持した他、多くの市民は自分たちの利益を表出する方法を持っていないなどと説明した。[Instituto Libertad y Democracia 1992: 1] [遅野井 1993b: 225-227]

* 3 19世紀や1930年代までの選挙制度に関しては、[Basadre 1983] で選挙制度に言及した箇所がある他、[Aramburú 1915] [Basadre 1980] [Contrer-

as 1994] [Chamané Orbe 1990] [Patiño Samudio 1893] などがある。1930年代以降については、[García Belaunde 1986] [Tuesta Soldevilla 1985; 1994; 1995; 1996a] などが1980年の民政移管後の選挙制度を中心に紹介しているが、その前の時代も視野に含めた研究はない。唯一、[Paniagua Corazao 1994: 222-227] が、選挙方法・選挙権・被選挙権、選挙の管理・運営の方法に関して、主な特徴を2~3点指摘し、独立から現在までの選挙制度の展開を非常にコンパクトな形で説明している。

状況だけでなく制度自体の歴史的経緯によつても大きく制約されるといった点に関する研究関心は、ペルーについてはこれまであまり存在してこなかったと言わざるを得ない。

本稿は、上記のようなペルーにおける選挙制度の重要性と研究状況を考慮しつつ、より構造的な政治研究のための基礎的作業として、幾つかの主要な問題を中心に選挙制度の変遷過程を整理することを目的とするものである。

通常、選挙制度は、票をめぐるルールと選挙運動をめぐるルールに関する法的規定を指す [三宅 1989: 3] が、本稿は考察の重点を前者に置いて検討を進める。具体的には、選挙方法、選挙権・被選挙権、選挙の管理・運営の方法、当選者の決定方法、候補者や選挙に参加する政治組織の登録制度などである。当然のことながら、票をめぐるルールと選挙運動をめぐるルールは相互に関連しているが、ここで特に票をめぐるルールに重点を置く理由は主に以下の 2 点である。

まず第 1 点は、票をめぐるルール、すなわち有権者が「票」によって政治に参加することを保証するルールのあり方は、冒頭にも述べたような政治的代表の正統性に直接関わる問題領域という点である。後述のように、ペルーにおける選挙制度の変遷の過程は、「票」を持つ者と持たざる者の間の境界を幾度となく書き換えてきた。このことはペルーにおける民主主義、あるいは「政府」の性格を考え

る上で決定的な意味を持っている。

第 2 点は、1821年の独立から現在までの選挙制度を通観する上で、票をめぐるルールを中心にしてことによって時代区分をするのに 1 つの基準が見出せるためである。票をめぐるルールに着目すると、重要な選挙制度改革が行われたと考えられる年が 3 つ存在する。第 1 は1896年で、直接選挙制や全国的な有権者登録制が始まった。第 2 は1931年で、秘密投票の確立、識字能力のある男性への選挙権と被選挙権の同時付与、全国的な選挙の管理・運営機関の設置を骨子とする近代的な選挙法が制定された。第 3 は1962年で、政府や議会から独立した選挙管理・運営機関の確立、国会議員選挙への比例代表制の導入が見られた [Basadre 1980: 13-60, 67-152] [Paniagua Corazao 1994: 222-227]。本稿では、この節目の年に従って 4 つに分けた形式的な時代区分を用いる。^{*4}

本稿は、まずペルーの選挙制度の主な変遷の歴史を概略紹介して、その問題点を指摘する。問題点については、細かい点に至るまで網羅的に検討する余裕はないので、既存研究において選挙の公正さの点から主要な問題と見なされ、かつ 2 期以上にわたり観察されてきた 3 つの点に限定して考察する。この作業は、歴史的な課題として現在に残されている選挙制度の問題を明らかにすることにもなる。

続いて第 2 章では、各時期の票をめぐるル

* 4 また副次的理由として、選挙運動に関するルールは選挙運動の禁止事項など詳細な記述を要するため、別稿を期したいと考えていることもある。選挙運動に関するルールは、1871年ペルーで最初の政党ができてから徐々に選挙運動が広まったことを受けて、本稿の時代区分に従えば、第 2 期で本格的に制定され始め、第 3 期に基本的な枠組みが作られた後、これが細かい改正を受けながらも現在に至っている。そこでは大統領や閣僚、軍人などを含む公務員は選挙運動をしてはならないなどの一般的な禁止

事項が数多く規定されている。だが、1980年代に現職大統領が公金を使用して自党の選挙運動をしても黙認された [Tuesta Soldevilla 1994: 24] ように、これに違反しても従来は問題視されなかつたのが実状であり、判例の蓄積もない。1993年憲法で 1 度のみ大統領の連続再選が認められることから、再選を目指す現職大統領による選挙運動を規制する法律が公布された [Perú 1995: 285-292] が、大雑把な内容であり、今後十分な議論を通じて精密化させ、定着させることが必要である。

ール、すなわち選挙方法、選挙権・被選挙権、選挙の管理・運営の方法、当選者の決定方法、候補者や選挙に参加する政治組織の登録制度、の各点について、より詳しく述べる。当選者の決定権限は第3期から全国的な選挙管理・運営機関の専管事項となるため、この点は第3期の項では選挙の管理・運営の個所に含まれる。これに代わり、第3期からは選挙に参加する組織や候補者の登録制度が新たに導入されたことから、第3期以降はこれが独立した項として扱われる。

なお、以上の選挙制度の検討に当たっては、記述の重複を避けるために、第2期以降については各時期で改革された点を主に述べることとする。

また、19世紀や20世紀初めの選挙関連法規で入手できなかったものがあるという資料面の制約から、本稿は、制憲議会選挙を参考しつつ、大統領選挙と国会議員選挙を考察の対象とし、地方選挙は別の機会に譲る。有権者数や選挙結果についても、1960年代から1970年代に成立した軍政下でそれ以前の公式記録が行方不明となったことから、1960年代以前のデータはほぼ二次資料に残された断片的な数値に頼らざるを得ない。他方、基本的に1962年までは大統領選挙と同時に副大統領選挙も別途行われたが、両者とも同じ制度だったことから、本稿は区別していない。

I. 選挙制度の主な変遷と問題点

1. 選挙制度の主な変遷

第1期（1821-95年）の選挙制度は、間接選挙、制限選挙、複数選挙区による国会議員選挙、地方分権化された選挙の管理・運営組織などを主な特徴としていた。

間接選挙は、有権者が候補者に投票する直

接選挙と異なり、有権者は選挙人（elector）を選び、この選挙人が大統領や国会議員を選出するものである。有権者や選挙人が選挙のために集まる会合は選挙会（colegio electoral）と呼ばれた。

選挙権・被選挙権には、年齢の他に、職業、収入、性別、識字能力の有無などによる制限が設けられており、特定の職業に就いている者以外や一定水準以上の収入がない者、女性、識字能力のない者は選挙権・被選挙権を享受できなかった。ただ、1856年憲法から、大統領への被選挙権に関しては職業、収入による制限はなくなった。

この時期の国会議員選挙は、主に最も大きい地方行政区分の県（departamento）や2番目に大きい郡（provincia）を選挙区として行われた（前者は上院選挙、後者は下院選挙）。各選挙区の議員定数は各選挙区の人口に応じて決定され、得票数の多い順に当選者が決まる多数代表制だった。

また、有権者登録の作成・管理や選挙の実施、選挙結果の集計など選挙の管理・運営については、全国的かつ恒常的な機関は存在せず、選挙の都度、地方毎に設置される組織が一切の責任を負った。投票箱、投票用紙、集計結果報告など選挙過程で使用されるものも、一定のモデルは法律で定められたが、各地方組織の責任の下で用意された。各選挙区の選挙結果を集計して大統領や国会議員の当選者を最終的に決定する権限は議会が有した。

第2期（1896-1930年）に入ると、直接選挙となつた他、選挙権に職業や収入による制限がなくなり、この権利が識字能力のある男性に付与された。

またこの時に、有権者登録の管理とその証明の発行を主な任務とする国家選挙会議

(Junta Electoral Nacional) と呼ばれる組織が設置され、選挙関係では初めての全国的な常設機関として1912年まで機能した。この下部組織として、土地所有者、弁護士などの専門職従事者、農民、商人、実業家といった職能別グループの代表から構成される郡集計會議 (Junta Escrutadora de Provincia) が地方に設置されることになり、これが投票用紙や集計報告など選挙実施の際に使用されるものを従来通り準備した。1912年に国家選挙会議は廃止され、その機能は郡毎に設置される納税者総会 (Asamblea de Contribuyentes) により任命される地方機関に再び移された。

次の第3期（1931-61年）には、まず1931年に被選挙権が識字男性に付与されて、識字男性全員に選挙権・被選挙権が同時に認められた。続いて1955年には、識字女性にも選挙権・被選挙権が与えられた。また、国会議員選挙には、各選挙区で最も得票した政党などの政治団体が議席の3分の2を自動的に獲得するという「多数派への報償 (premio a la mayoría)」方式が採用された。

他方では、全国的な選挙の管理・運営機構の骨格がこの第3期に形作られ、中央選挙管理委員会 (Jurado Nacional de Elecciones, JNEと略)を中心とする現在の体制が生まれた。常設のJNEの下、選挙法により多少異なるが、選挙の度に、県選挙管理委員会 (Jurado Departamental de Elecciones, JDEと略)、郡選挙管理委員会 (Jurado Provincial de Elecciones, JPEと略)、投票所が設置されることとなった。JNEは選挙の準備、実行、集計に関する全般的責任を負ったが、第3期には投票用紙の準備だけは各候補者かその属する政治団体が行った（有権者は投票所でこのように用意された投票用紙をすべて渡され、

この中から投票用紙を選んで投票した）。大統領や国会議員の当選者を最終的に決定する権限もJNEに集中されることとなった。

第4期（1962年以降）になると、国会議員選挙に、政治団体が得た得票数に比例して議席が配分される比例代表制が導入された。1979年からは国会議員選挙の選挙区として上院が全国一区、下院が県となり、1993年憲法（現行憲法）では全国一区の一院制議会となつた。JNEは投票用紙の作成も含め選挙に関する全責任を負うことになった。

また、同じ1979年には、選挙権・被選挙権の要件として独立以来存続してきた識字能力がようやく廃止され、年齢による制限だけとなつた。

2. 第1期の選挙制度の問題点

選挙制度のより詳しい内容の検討は次章に譲るとして、次に、概略前記のように変遷してきたペルーの選挙制度にはどのような問題があったのかを考える。手始めに、第1期の選挙制度の問題点を検討する。これには主に次の3点が指摘されている。

第1に、選挙の準備（有権者登録の作成など）、投票、開票・集計、当選者の決定の各過程で、政治的有力者や政治勢力⁵による恣意的な介入や干渉があった点がある。これは、独立的・中立的な立場から選挙を管理・運営する全国的な統一組織体がなく、地方毎に設置される機関が選挙の管理・運営の責任を負っていたことが背景となっていた [Basadre 1980: 29-36; 1983: tomo VII, 353-354]。

次章で見るように、有権者名簿は地方の有力者や中央政府が任命した地方官吏を主要メンバーとする地方の機関が各自作成、管理した。また当時、選挙会で実施される選挙を運営・管理するために組織される選挙委員会は

各選挙会の参加者が互選すると法的に規定されていた。この規定は、物理的な力で選挙委員会を奪取し、この闘争に敗れた勢力は別の選挙会を独自に開催するという慣行を生んだ。

この慣行は、投票箱や投票用紙、集計結果報告など選挙で使用されるものも各選挙会が用意し、全国で同一ではなかったことによっても助長された。全国的な集計を行って最終的に当選者を決定する権限を与えられた議会には、1つの選挙区から複数の集計結果や当選者証明書が届くことが頻発した。この混乱の中、最終的な集計を行う議会でも国会議員や大統領による選挙結果の改竄が見られた。⁶

第2の問題として、選挙権・被選挙権の制限が指摘されている。ある社会の成人すべてが政治に参加すべきであるという思想が広まるのは19世紀以降で、それまで一般民衆は政治的に覚醒していなかった〔篠原・永井 1984: 46-51〕ことからすれば、この思想が広がるにつれて次第に問題化したと考えるべきかもしれない。いずれにせよ、19世紀半ばに、人口の過半数以上を占めながら、選挙権・被選挙権を持たなかった先住民もこの権利を有す

る旨法律に明記すべきであるとの提案がペルー議会でなされており、第1期からこの点を問題視する政治勢力が存在していたことは事実である〔Basadre 1983: tomo III, 245-247; tomo XI, 310〕。

第1期の有権者数は、センサスの不備、全国的な有権者登録制の不在、前記の慣習化した政治的干渉などにより正確には把握できないが、現在見ることのできる統計から試算すると、全人口の5%未満、成人口の10%未満だったと考えられる。⁷

有権者が極めて限られたのは、1つには職業や収入、性別、識字能力などの点で有権者になるための条件が付されていたためである。これに加え、当時は選挙権の行使に任意の有権者登録を課したこともあるとを考えられる。棄権に対する罰則は存在したが、有権者登録をしない場合の罰則はなく、また、有権者登録をすることで利益を得ることもなかった。⁸従って、政治に無関心な者は有権者登録をする必要性を感じず、政治から自然に除外されていたのである。

第3の問題は、選挙人の数や議員定数を決

* 5 19世紀始めの独立後、他のラテン・アメリカ諸国と同様にペルーでも独立戦争で活躍した軍人が政治的に台頭する。彼らは、ガモナル (gamonal, 地方有力者) と呼ばれた大土地所有者とともに政治的支配層を形成し、カウディージョ (caudillo, 政治ボス) として権力を争った。カウディージョを中心に派閥が作られ、派閥間ではしばしば流血の事態も起きた。19世紀のペルーは国内的に混乱し、隣国との領土紛争も重なり、政治的に不安定だった〔Cotler 1978: 71-118〕〔中川他 1985: 42-54〕。

* 6 政治的干渉が慣習化した中で実施された選挙は、有権者が代表を選出するというよりも、政治的有力者による権力行使の一形態だった (J・コトレールの言葉を使えば、「私物化 [privatizacion]」されていた) と考えられる。第1期には法に則った選挙手続きを経て実施された大統領選挙は13回あるが、このうち12回は、一時的にせよ、物理的力を背景に中央政府を手にした軍人カウディージョが自分なし自分の後継者のために実施したものである。その

ため、当時の「選挙結果」は、当選者全員が次点に大差をつけて「圧勝当選」した〔Basadre 1983: tomo II, 128; tomo III, 272; tomo IV, 13, 52-53; tomo V, 82, 184; tomo VII, 135, 301, 315〕〔Contreras 1994: 19〕〔Cotler 1968: 184-186〕。

* 7 第2期の全国的な有権者登録で記録された有権者数が10万人以上20万人未満だった〔Basadre 1983: tomo VII, 19, 98, 119, 131; tomo VIII, 398; tomo IX, 116-117, 225〕ことから、有権者数を10万人以下、また、個別訪問形式で実施された1876年のセンサスに従って20歳以上の人口を140万人強、全人口を約270万人〔Basadre 1983: tomo V, 376-377〕〔Tuesta Soldevilla 1994: 32〕と仮定すると、第1期の有権者は成人口の7.1%以下、全人口の3.7%以下となる。第1期に行われた直接選挙の投票総数で、1860年国會議員選挙の70万7955票、1867年大統領選挙の20万4818票という記録もある〔Basadre 1983: tomo III, 376; tomo V, 52-53〕が、政治的に誇張されていると思われる。

定する基準に関するものである。これらの数は人口に応じて決定されると規定されていた。だが、これは、1議員当たりの有権者数、いわゆる「一票の価値」に格差を生じさせることとなった。選挙権・被選挙権の付与を制限する様々な条件が存在したために、有権者以外の人口、例えば先住民の人口が多い場合、同じ有権者数の選挙区であっても選挙区全体の人口に差が生じ、選挙人の数や議員定数が異なる結果となった。別の表現を使えば、各選挙区の有権者が全有権者数に占める割合と各選挙区の人口が総人口に占める割合に差が生じていたのである [Basadre 1983: tomo VII, 150]。

人口は多くても有権者数が少ないとから、相対的に少ない得票数でも当選できる選挙区があったり、逆の場合もあった。有権者の数が少なくて有権者以外の人口が多い選挙区ほど1議員当たりの有権者数が少なくなり、「一票の価値」が高くなる傾向が見られたのだった。⁹

3. 第2期以降の取り組み

前記の3つの問題のうち、今日までに克服されたのは第1と第2の問題である。

第1の問題と関連して注目されるのは、第2期以降に選挙の管理・運営のための恒常的

かつ全国的な専門機関が設けられた点である。だが、第2期と第3期では、新しい選挙管理・運営機関を当時の有力な政治勢力が支配したために、その政治的干渉を排する制度を確立できなかった。¹⁰

第2期には初めての選挙関係の全国的組織として国家選挙会議が1912年まで機能した。だが、選挙結果はこれを支配した勢力により左右された。¹¹ それは、政府や議会の代表がこの組織のメンバーとして常に多数派を占めていたためである。また、国家選挙会議の下に設置されると規定されていた郡集計会議は1度も法律通りには設置されず、国家選挙会議がその機能を代行するか、これが恣意的に任命した組織が置かれるかのどちらかだったため、中央からの政治的干渉は地方へも及んだ。1912年からは郡毎に設置される納税者総会により任命される地方組織に選挙の管理・運営の責任が分権化されるが、地方の政治的有力者などによる干渉も見られ、中立的な選挙管理・運営機関とはならなかった [Basadre 1983: tomo VII, 357-358; tomo IX, 15-16]。

第3期に入るとJNEが設置され、司法関係者がこのメンバーとして参加したが、軍人大統領による1936年の改革以降、政府と議会の代表もそのメンバーとなつた。この代表を

* 8 有権者登録による何らかの利益の例としては、第3期から選挙手帳を身分証明書として提示することで行政サービスを受けるための手続きができるようになったことがあげられる。

* 9 現時点では、第1期と第2期の選挙での有権者数を選挙区毎に示した資料が紛失しているので、この時期の「一票の価値」の格差を数値で示すことは困難である。

* 10 第2期と第3期の有力な政治勢力は寡頭支配層である。寡頭支配 (oligarquía) は、19世紀終わりにコスタ（海岸部地域）で綿花や砂糖の輸出経済が発展したことを背景に、輸出業者が政治的に台頭し、伝統的な大土地所有者勢力と同盟して打ち立てた少数の文民による政治支配である。19世紀末からの輸出経済の発展でコスタの都市は繁榮し、農村か

らの人口流入を促すとともに、教師・専門的技術者・官僚などの中間層が増加し、他方で、農業・鉱業・工業分野において労働者群を生み出した。1930年代に入ると、この中間層や労働者・下層大衆の政治的台頭が本格化し始め、これを支持基盤とする政党も現れて、寡頭支配層の政治的支配力は低下する。1950年代から輸出経済が再び活況となり、前記の政治社会変動が加速される一方で、寡頭支配層がコスタの輸出業者勢力とシエラ（アンデス高地）の大土地所有者勢力とに分裂した。寡頭支配が崩壊するのは、1968年に成立した革新的軍事政権によってである [Basadre 1983: tomos VIII, IX] [Cotler 1978: 119-333] [中川他 1985: 56-80, 82-84, 98-104, 172-180]。

通じて政治的干渉が強く行われ、JNEは不正選挙を容認した。¹² 例えば、1936年、1939年、1950年の大統領選挙では、投票所で投票箱のすり替えや略奪が広く見られた他、選挙管理委員会が投票所の集計を全てやり直して選挙結果を改竄することが頻繁に行われた。また、1956年の大統領選挙には、当時の大統領が、ある有力な革新候補の用意した投票用紙が地方に送られるのを阻止するなどの妨害をしたが、JNEから全く処罰されなかった [Paniagua Corazao 1994: 226]。

第4期に入り、ようやく投票結果に重大な影響を及ぼすような選挙への政治的干渉が見られなくなる。これは、(a) JNEのメンバーを司法関係者に限ったこと、(b)投票用紙をJNEが用意・配布するようにしたこと、(c)投票所の集計結果を最大限に尊重することとし、上位の選挙管理委員会は異議のあった投票用紙のみについて審査し、その結果を以て投票所の集計結果を修正できるだけの権限としたこと、など次章で検討する改革が行われた後に、選挙結果を尊重する意識が次第に根づいていった結果である [Paniagua Corazao

1994: 226-227]。

前記の改革は1963年の選挙で初めて試されたが、1978年の制憲議会選挙を除いて選挙のなかった12年間の軍政時代（1968-80年）を経て、1980年の民政移管以降に一応の成果をもたらした。¹³ 1985年と1990年には選挙後の混乱もなく、与野党間で政権が交代したが、このように普通選挙制の下で2度続けて与野党間の政権交代が無事行われたのは独立以来初めてである。¹⁴ 1992年の「自主クーデタ」後に行われた1993年の制憲議会選挙や1995年の大統領・国会議員選挙でも、その公正さが野党勢力や米州機構の選挙監視団により確認された [OEA 1992: 40-42] [El comercio, 9 de mayo de 1995]。

他方、第2の問題についても、選挙権・被選挙権の制限が徐々に撤廃された。職業や収入による制限は、大統領への被選挙権については既に1856年憲法から、選挙権については第2期から法律上はなくなった。だが、第2期には、識字能力が選挙権の絶対的な要件として明確化された他、選挙関係機関は大口納税者が支えるなど、「財産と教養」のある者

*11 納税者総会を含め第2期の選挙機関を支配したのは、寡頭支配層の中でも1895-99年のピエロラ政権期に起きた寡頭支配層の内部対立を機に支配を確立した非ピエロラ派だった。今世紀に入り非ピエロラ派が国家選挙会議を支配すると、同派系候補が大統領選挙で「圧勝当選」した [Basadre 1983: tomo VII, 19, 98, 119, 131; tomo VIII, 50-51, 398; tomo IX, 116-117, 225]。ピエロラ派は選挙過程を通じて淘汰されたのではなく、予めピエロラ派を選挙機関から排除した上で、選挙制度が運用された。ベルーでは寡頭支配層内の政治的対立を一定のルールの枠に収める制度化が見られなかった [Ruescheneyer et al. 1992: 176-177] と言われるが、ここにその一つの例を見出すことができる。

*12 第3期に法的手続きを以て行われた大統領選挙は、以下に示す他に、1931年、1945年、1962年と3回あったが、1931年はクーデタの後に軍人大統領が誕生する第1期のパターンであり、1962年はクーデタにより選挙結果が無効とされた。アブラ党の禁止という制限はあったが、唯一、1945年のみが第

3期では公正な大統領選挙であり、かつ、非寡頭支配層の支持を受けた大統領が誕生した点でも特異だった。だが、この政権は寡頭支配層の後押しを受けた軍による1948年のクーデタで倒されてしまう。

*13 1962年の選挙制度改革は、1950年代以降、左翼勢力の伸張に危機感を抱き、社会改革の必要性を感じていた軍がクーデタで政権を掌握した後に行つた。このクーデタは、衰退した寡頭支配層が分裂した上に、革新側でも、政権獲得をねらって穩健化したアブラ党が寡頭支配勢力の一部と行動をともにし、都市中間層など非寡頭支配層の支持を受けて革新を掲げる人民行動党と政治的に対立する、という政治的混迷の中で起きた。1962年の軍事政権は短期に終わった。なお、1993年憲法に基づき設置された全国身分登録所の所長の選出に関して、候補者を選出する諮問委員会のメンバーに法務省と内務省の代表が含まれており、政府が干渉できる余地があるとの批判が一部にある [Paniagua Corazao 1996b: 110-111]。この新制度が試される2000年の大統領・国会議員選挙が注目されるところである。

が選挙を管理・運営し、立候補し、投票することが選挙法で明示された。

第3期に入ると、まず、1931年に被選挙権も識字男性に付与された。続いて1955年には識字女性にも選挙権・被選挙権が認められた。この改正や投票の義務化などにより有権者数は増加したが、識字能力による制限が存続したために、有権者数は成人人口の半分以下にとどまった。入手できる統計から試算すると、成人人口に占める有権者数は、1939年が20.9%，1956年が39.6%，1964年が46.7%だった [村上 1994: 54]。

識字能力の要件は1979年憲法から撤廃され、非識字者は1980年の民政移管選挙で初めて投票した。成人人口に占める有権者数の割合は、1980年には73.2%と改正前に比して高い水準となり、1995年の選挙では98.7%とほぼ成人人口と同じになっている。^{*15}

4. 「一票の価値」の格差

以上の2つの問題に比して、「一票の価値」の格差の問題はこれまで必ずしも取り組まれ

てこなかった。資料面の制限から第3期以降の数値に限られるが、「一票の価値」の最高値が最低値の何倍かを見ると、1931年が18.7倍、1956年は上院が24.4倍、下院が36.7倍、1963年は上院が30.6倍、下院が24.0倍、1980年が6.0倍、1985年が3.5倍、1990年が3.5倍などとなっている。^{*16}

第3期までの「一票の価値」の格差は、選挙権・被選挙権を一方で制限しておきながら、議席配分を行う際には選挙権・被選挙権を有していない者も考慮された点に主たる原因があったことは既に見た。この点は、1962年にクーデタで成立した軍事政権が選挙制度改革を断行した際にも、改革されなかった。^{*17}

1979年憲法で選挙権・被選挙権の制限が年齢だけになってからも、下院議員選挙について、それまでよりはかなり改善されたが、「一票の価値」の格差は依然見られた。これは、首都リマ郡^{*18}の定数が人為的に少なく決められたことが主たる原因だった [Tuesta Soldevilla 1994: 26-27]。1979年憲法暫定条

*14 ただし、これで、議会や制憲議会の多数派となった政治勢力が、自派に有利なように選挙制度の一部に操作を加えることがなくなったわけではなかった。例えば、(a)1978年の制憲議会選挙で有効票の35.4%を獲得して第1党となったアプラ党が、1980年大統領選挙のみ制憲議会選挙での自党の得票率と同水準の有効票の36%で当選できると1979年憲法暫定条項第3条 [Ministerio de Justicia 1993: 489] で規定したこと、(b)同じくアプラ党が1979年憲法で下院議員の議席配分を自党の有利な選挙区を過剰代表としたこと (*19参照)、(c)1984年選挙法第6条で、当時のペラウンデ人民行動党政権が、それまでの慣例に反して、大統領選挙での有効票には白票・無効票が含まれると規定し [JNE 1990: 105]、1985年の大統領選挙に向けて支持を集めているアプラ党のガルシア候補 (1985-90年に大統領) の当選を少しでも妨害しようとしたこと、(d)1993年憲法の国會議員選挙制度について、複数選挙区制にした場合、全ての選挙区で勝つ可能性の高い候補者を与党が擁立できず、また、アプラ党や人民行動党などの野党が、限られているが、地方に各々残している勢力を結集し、連合して与党に挑む可能性があつたことなどから、フジモリ政権が当初考えていた小選挙区制の導入を断念して、全国一区の比例代表制

を採用したこと、などがある [Tuesta Soldevilla 1994: 29-30]。

*15 1980年と1995年の割合は [JNE 1982: 1995b] [Web y Fernández 1994] を基に筆者が算出した。なお、女性への選挙権・被選挙権の付与は、当時のオドリーア独裁政権が、女性は保守的で、また、世情に疎いことから選挙戦で自派に有利なように操作できるだろうと考えたためだった [Tuesta Soldevilla 1994: 32]。また、非識字者は「未成熟」「扇動に弱い」との理由から、寡頭支配層は無論、人民行動党やアプラ党までも識字力による制限を撤廃することに反対した。1978年の制憲議会では、自由民主主義を正当化するとして選挙自体を拒否していた左翼諸政党もこの反対の立場だった。非識字者への選挙権・被選挙権を推進したのは革新的知識人と当時政権にあった軍人で、その採択は反対した勢力との取引きの結果だった [Cotler 1968: 193-195; 1988: 170]。この2つの改革とも幅広い合意による積極的な決定ではなかった。

*16 数値は [JNE 1982; 1986; 1990b] [Tuesta Soldevilla 1994] に基づき筆者が算出した。1931年は制憲議会で、1980年以降は下院の場合（上院は全国一区制）である。

項第5条はリマ郡に40議席をあてた [Ministerio de Justicia 1993: 489] が、リマ郡の有権者数は全体の約31%だから、定数は56のはずだった。16議席分だけリマ郡は過少代表となっていたのである。^{*19}

これは、比例代表制でありながら、代表性度 (representatividad) の点では多数代表制と同じ水準となるという歪みを生じさせた。代表性度とは、議員選挙に参加した各党派の得票率と獲得議席数の全議席数に占める割合との差の絶対値を求め、その全ての合計を100から引いた差のことである。通常、比例代表制では95から100の間、多数代表制では90以下の値を示す [Molinar Horcasitas 1991: 150 (nota 20)]。1979年憲法下での下院議員選挙の代表性度は、1980年79.7、1985年87.6、1990年89.8である。^{*20}

1993年憲法が一院制議会の全国一区制と規定したこと、現時点では「一票の価値」の格差は一応解消された形になっている。だが、現在の制度に対しては、複数選挙区制を導入すべきだとの提案がなされてきた。これは、地域代表を置く必要性に加え、より有権者と国會議員の隔たりを縮め、同時に有権者が国會議員の責任を追及する可能性を広げるため

に提案されている。この提案の中で、「一票の価値」の点から関心を引くのは、冒頭で示したJNEの改革案である。JNEは、有権者数を基準に^{*21}各選挙区の「一票の価値」が同水準となるよう選挙区を設定することを提案している [Expreso, 24 de mayo de 1996]。「一票の価値」の平等が保証された複数選挙区制が初めてペルーで制定されるのか、今後の論議の行方が注目されるところである。^{*22}

II. 各時期の選挙制度

1. 第1期(1821-95年^{*23})

(1) 選挙方法 (第1表参照)

第1期では、有権者が選挙区の人口に応じた数の選挙人を選出し、この選挙人が候補者に投票する間接選挙が支配的だった。第1期に直接選挙制の下で実施された大統領選挙は1867年のみである。

選挙人選挙はカトリック教会が定めた地域区分の教区 (parroquia) 每に実施された。下院議員は、郡毎に選ばれ、その定数は各郡の人口により決定されたが、最低でも1議席が与えられた。上院議員は、19世紀前半には、3名ないし5名の議員が県毎に選出されたが、1860年憲法からは各県の郡数に応じて1-4

*17 第3期の議席配分は主にシェラの算頭支配層を過剰に代表させていたと指摘されている [Cotler 1968: 175-188] [中川他 1985: 177-184]。統計が限られるが、[Comisión para la Reforma Agraria y la Vivienda 1960] [Perú 1955b; 1962a; 1962c] [Roncagliolo 1980] [Tuesta Soldevilla 1994]に基づいて、各県の耕地面積で1,000ha以上の土地所有が占める割合を25%ずつの4階級に分け (75%以上を集中度の高いAグループ、50%以上75%未満をB、25%以上50%未満をC、25%未満を集中度の低いD)、各階級に含まれる県の議員1人当たりの有権者数の平均を求めるとき、次の通りである。

	A	B	C	D
1955年	3,419人	5,270人	6,516人	10,183人
1962年	4,887人	7,113人	8,970人	13,666人
1963年	6,108人	8,159人	9,656人	16,079人

土地集中度の高い県のグループのは低い県のグループの約3分の1の水準となっており、土地集中度の高い県により多い議席が配分されていたことが窺える。

*18 日本では「リマ市」と呼ばれるが、法律上、正確にはリマ郡である。

*19 地方県の過剰代表は1978年の制憲議会で多数派を占めたアプラ党が自党に有利なように議席配分を考えたことに由来している [Chirinos Soto 1979: 171] [Tuesta Soldevilla 1996a: 136-138]。

*20 上院議員選挙の代表性度は1980年94.5、1985年97.3、1990年95.3であり、また、制憲議会では1978年が96.9、1992年が92.7で、1995年の一院制議会は95.8である。代表性度は [JNE 1978b; 1982; 1986; 1990b; 1992; 1995b] に基づき筆者が算出した。

名の範囲で定数が決定された。

選挙の手順は、間接選挙では、まず、教区毎に有権者が集まって教区選挙会 (Colegio Electoral de Parroquia) を開催し、選挙人を選ぶ。その後、選挙人は郡の中心地、郡都 (capital de provincia) で郡選挙会 (Colegio Electoral de Provincia) を開催し、国会議員選挙や大統領選挙を行う。直接選挙では、教区選挙会の結果を郡ないし県毎に持ち寄り、集計した。各選挙会での投票は、3分の2以上の有権者や選挙人が投票するまで、教区選挙会は6-10日間、これより上位の選挙会は2日間を各々限度に認められていた。なお、第1期には、各選挙会の開始前に教会でミサを聞く義務があった。

選挙人は、国会議員選挙では、各選挙区の定数分の候補者の名前を投票用紙に記入した(完全連記式)。大統領選挙では、1839年憲法までは2名、1856年憲法からは1名の候補者の名前を記した。

大統領、国会議員とも当選するには投票総数の過半数を必要とした。該当者がいない場合、国会議員選挙では定数に不足する人数の2倍の数の最多得票者の間で、選挙人による決選投票が行われた。大統領選挙の場合は、1839年憲法までは最多得票者3名の間で、

1856年憲法以降は最多得票者2名の間で、国会議員による決選投票が行われた。

(2) 選挙権・被選挙権 (第2表・第3表参照)

選挙権・被選挙権とも男性に限られた。その行使には有権者登録が必要で、登録すると有権者証 (boleto) が付与された。これを有権者は投票所で提示し、投票所に備えてある有権者名簿の内容とこの有権者証が一致した場合のみ、投票が認められた。

年齢的には、選挙権が21歳ないし25歳以上で、被選挙権は、選挙人が選挙権と同様、下院議員は20歳代後半から30歳の間以上、上院議員は35歳ないし40歳以上、大統領は30歳ないし35歳以上、という制限が各々あった。

同時に、収入・納税額、職業、識字能力などによる制限が見られた場合が多く、特に被選挙権では、1828年憲法を除いて選挙人の要件に識字力があったり、国会議員の要件に最低年収額が規定されていた。それでも1856年憲法からは、大統領への被選挙権の要件から収入・納税額や職業による制限がなくなった。他方、選挙権では、収入や納税の要件で具体的な額による制限はまずなかった。選挙権に識字能力による制限があっても、1823年と1839年の憲法では一定期間適用しない旨付言されたり、1856年と1860年の憲法では複数の

*21 JNE がここで人口ではなく有権者数を基準として提案しているのは、有権者数の分布と人口の分布に隔たりがあるためである。有権者数が全人口に占める割合は、1980年37.5%，1985年42.1%，1990年46.8%，1995年52.8%と、最近50%を越えたところである [Webb y Fernández 1996: 402]。JNE は、識字力など選挙権・被選挙権の制限の場合と同様に、この差が議席配分に歪みを生じさせる可能性を懸念しており、厳正を期すために有権者数を基準とする提案を行った。例えば、1995年選挙 [JNE 1995b] に関して、各県毎の有権者数が全有権者数に占める割合と各県の人口が全人口に占める割合の差の絶対値を求め、その合計を100から引いて指標化すると、85.5であり、確かに、一定の歪みが生ずる可能性があることが分かる。

*22 なお、この改革議論では、議員総数も重要な問題として提起されている。議員1人当たりの有権者数が、1980年に26,963人、1985年34,723人、1990年41,710人だったが、1995年には103,483人となつた。これは、国会議員と有権者の隔たりをますます大きくするとともに、南米諸国と比べて高い水準となっている点(例えば、ボリビア26,435人、チリ62,970人、エクアドル65,911人、パラグアイ31,000人、ウルグアイ23,425人)が懸念されているためである [Paniagua Corazao 1996a: 183-183] [Tuesta Soldevilla 1996a: 140-141]。

*23 第1期の選挙制度に関する記述は以下の法律による。[Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1822; 1825; 1828; 1834; 1839; 1849; 1851; 1855; 1857; 1861; 1892]

選択的要件の1つで、法律上は絶対的要件ではなかった。

大統領や副大統領、大臣、司法関係者、軍人など特定の公務員について、選挙権や被選挙権を規制する規定は1826年憲法までなかった。この特定の公務員に対しては、1828年憲法から国会議員への被選挙権が、1834年以降の選挙法では選挙権と選挙人への被選挙権が、各々制限された。^{*24} だが、大統領への被選挙権については、現役大統領の連続再選が禁止され、また、1856年憲法からは副大統領や閣僚が在任中は大統領選挙への立候補を禁止された他は、軍人などに対する特別の制限は見られなかった。

なお、19世紀前半は義務投票制で、棄権すると選挙権・被選挙権の停止（1839年選挙法のみ罰金）の刑を受けた。1851年選挙法以降は投票の義務規定はなくなった。

（3）選挙の運営・監督

全国的に統一された機関が存在せず、地域毎かつ選挙過程の各段階毎に運営・監督のための組織が作られた。まず、有権者登録の作成は地方区分単位に設置された組織が責任を負った（第4表参照）。この組織には、地方の有力者や中央政府が任命・派遣する官吏（県知事 [prefecto] や最も小さい地方行政単位の区 [distrito] に派遣される区知事 [gobernador]）が主要メンバーとして参加した。有権者登録に関する苦情や異議などの処理は各作成組織の専轄事項で、その他の組織は関与できなかった。

様々なレベルの選挙会や集計の会合では、直接・間接とともに、投票や集計を管理・運営

する選挙委員会（mesa）がその構成員の中から選任された。投票や集計の際に生ずる問題も各選挙委員会の責任で処理された。投票箱や投票用紙、集計結果報告書、当選証明書など選挙委員会が使用するものについても、1828年選挙法以降は選挙法でその特徴ないしモデルは示されたが、各々の選挙会などが用意することになっていた。

選挙の監視という点では、1857年選挙法から、教区選挙会の開票作業に限り、有権者が作るグループを代表する立会人（adjunto）の同席が認められた。

（4）当選者の決定

間接選挙での選挙人選挙を除き、当選者を最終的に決定する権限は議会が有した。選挙人の場合は、郡選挙会で投票開始前に、教区選挙人選挙の結果報告が審査された。

下院議員選挙では、郡選挙会の選挙結果が下院で改めて審査された。上院議員選挙の場合は、郡選挙会が各県の定数の2倍の数の最多得票者の選挙結果を上院に送付し、このすべてを上院が集計して当選者を決定した（1828年憲法のみ上院ではなく県評議会 [Junta Departamental] へ送付して決定すると規定した）。大統領選挙でも、郡選挙会の結果を議会（上下両院合同会議）が集計し、当選者を発表した。

2. 第2期（1896-1930年^{*25}）

（1）選挙方法（第5表参照）

第2期からは直接選挙制となり、有権者250名毎に投票所（Comisión Receptora de Sufragios）が設置された。投票は公開で（público），有権者は、投票の際に提示する身分

*24 なお、1828年憲法以降の国会議員への被選挙権の制限の対象にはカトリック教会の指導者も含ま

れていた他、1892年選挙法以降の選挙権や選挙人への被選挙権の制限は警察官もその対象となつた。

証（後述）の番号が記載された投票用紙で投票した。^{*26} 投票用紙の記入方法は第1期の後半と同じで、国會議員選挙は完全連記式、大統領選挙では有権者が選んだ候補者1名の名前を記した。投票は最長2日間までと決められた。

1919年までは1860年憲法が有効だったため、大統領の任期や、国會議員の定数・選挙区・任期、大統領に当選するには投票総数の過半数以上が必要であるなどの点は、第1期後半と変わらなかった。ただし国會議員については、相対多数で、つまり、投票総数の過半数に関係なく、得票のより多い候補者が当選すると改められた。^{*27}

(2) 選挙権・被選挙権（第6表参照）

被選挙権は1860年憲法の規定が継承された。選挙権は1895年に1860年憲法の規定が「識字能力のある21歳以上」と改正され、識字能力が絶対的要件となった。投票は引き続き任意だった。

選挙権の行使には、1914年までは市民登録(*registro cívico*)を行って交付される市民登録証(*boleta de inscripción*)を、1915年以降は兵役登録(*registro militar*)によって交付される徴兵手帳(*libreta de conscripción*)を提示する必要があった。

(3) 選挙の運営・監督（第1図参照）

初の全国レベルの選挙機関として、国家選挙会議が1896年に設置され、1912年まで機能した。国家選挙会議は当初、議会の代表4名（各院から2名）、司法権から4名、行政府から1名のメンバーにより構成されたが、1908年の改革で司法権の代表がすべて議会の代表に代わった [Basadre 1983: tomo VIII, 272]。

国家選挙会議は、(a)有権者名簿として市民登録を作成・管理する、(b)市民登録のための下部機関である郡住民登録会議(*Junta de Registro Provincial*)のメンバーを各郡の大口納税者25名から抽選で選出する、(c)市民登録証の印刷と配布を監督する、(d)後述の郡集計会議のメンバー5名を抽選で選出する、(e)後述の県選挙会議(*Junta Electoral de Departamento*)の委員長を県の中心地、県都(*capital de departamento*)在住の市民から選出する、などの権限と責務を有した。また、郡住民登録会議は各投票所の管理者を抽選で選出する権限を与えられた。

郡集計会議のメンバーは、各郡の有権者が集まって、(a)土地所有者、(b)弁護士・技師・医師・教師・学生、その他独立した専門職、(c)農民、(d)商人、(e)工場主・職人・鉱山主、その他実業者、という5つの職能グループか

*25 第2期の選挙制度に関する記述は[Perú 1896; 1912; 1915]による。なお、レギア独裁時代(1919-30年)の選挙制度は、恣意的な干渉や介入の余地を広げた他は、本章で検討する制度を踏襲したので、第2期に含めてある。具体的に異なるのは、(a)投票所の投票管理者は、治安判事、教区主任司祭、納税者の中から政府が任命した者からなり、この最後の者が各投票所の責任者となった、(b)国會議員の当選者確定を議会自身が行う第1期の方法を復活させた、(c)投票総数の相対多数を得た候補が大統領に当選すると規定した、(d)大統領の連続再選を可能にした、(e)大統領と国會議員の任期を5年とし、議員全員の改選選挙を大統領選挙と同時に行うとした、(f)現役の軍人が大統領への被選挙権を有しない

と規定した、などの点である[Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1919; 1924]。

*26 第1期では1823年憲法第46条[Ministerio de Justicia 1993: 100]を除いて秘密投票が明確に規定されたことはなかったが、投票用紙に有権者を特定化するようなものを記載することも規定されなかった。

*27 国會議員選挙で当選するのに必要な票数に関する規定は1828年憲法までは憲法で規定されたが、1834年憲法からは選挙法で規定されたので、その改正は第2期のように法律改正により対応できた。後述の国會議員選挙当選者の確定権限も同様である。大統領選挙についてもすべてに関して常に憲法レベルで規定されてきている。

ら各々 2 名ずつ候補者を選び、この計10名の候補者から国家選挙会議が抽選で決定すると規定された。県選挙会議の方は、各郡住民登録会議が指名する代表から構成された。

国家選挙会議は1912年の選挙法改正で廃止され、これに代わって郡毎に納税者総会が設置された。納税者総会は郡住民登録会議と郡集計会議のメンバーを選出する権限を有した。納税者総会へ出席できるのは、郡や職種により異なるが、一定額以上の税金を納める者に限られた。^{*28} 同時に1912年の改正では、郡住民登録会議が、改正前に有していた各投票所の管理者の指名に加え、市民登録を作成する責任と県選挙会議への代表を指名する権限を新たに付与された。また、県選挙会議の委員長はメンバーの互選で選出されることになった。

1915年には再び選挙法改正が行われ、兵役登録が有権者登録として準用されることになり、全国的な有権者登録制が復活する。これに伴い、郡住民登録会議から市民登録作成の権限がなくなって前記 2 つの任命権のみとなり、名前も郡選挙会議 (Junta de Sufragio) に変わった。またこの改正では、県選挙会議も県集計会議 (Junta Escrutadora de Departamento) へと名前を変えた。

有権者の証明は全国共通となる一方、投票用紙や投票箱、会議の集計結果報告書など選挙過程で使われるものは、第 1 期と同じく、地方の各会議が用意した。

また、選挙監視の点では、第 1 期後半で一部にのみ認められた立会人 (adjunto) が、

第 2 期には投票所、各会議、納税者総会など選挙過程全体で認められた。手続きは、1895 年法では選挙に参加する政治団体毎に立会人を出す意向を送り先の機関に事前通報するだけだったが、1915年からは、候補者が、50名以上の有権者ないし郡都の全納税者の10%以上の署名を添えて、文書で事前に通報することが義務づけられた。

さらに、1912年選挙法からは国会議員選挙の特定の場合に限り、候補者かその代理人が選挙無効の申し立てを最高裁判所へ直接行えるようになった。この申し立ては当選者の発表から一定期間（1912年法は 8 日、1915年法は 10 日）以内に行わなければならず、(a)選挙管理・運営機関の違法行為や監督不届き、(b)選挙結果の改竄、(c)資格外者の投票行為や当選、の 3 つの場合に限られた。最高裁判所は被告と原告が証拠として提出するものに基づき判断を下し、1 審だけで結審した。

(4) 当選者の決定

大統領選挙の当選者確定権は議会に残ったが、国会議員の当選者確定権は地方の選挙機関に移された。下院議員当選者は、郡集計会議が投票所の投票結果を集計して異議を処理した後に、確定した。上院議員の場合は、県選挙会議（1915年から県集計会議）が、郡集計会議が作成した上院議員選挙集計結果をまとめ、異議を処理した後に、当選者を確定した。大統領選挙の結果は、郡集計会議がまとめて議会へ送付した。

3. 第 3 期(1931-61年^{*29})

(1) 選挙方法（第 5 表参照）

*28 具体的には以下の通り（年額）[Perú 1912: 99 (Art. 2)] [Perú 1915: 89 (Art. 8)]。

1912年法 リマ郡：鉱山・農地・市街地の所有者、20ペルー金ポンド：専門職業者、5ペルー金ポンド：実業家、8ペルー金ポンド：職人その他、4ペ

ルーア金ポンド。県都のある郡：2ペルー金ポンド。その他の郡：5ペルー金ポンド。

1915年法（職種別に分けた納税者名簿を使用）リマ郡：職種別の上位15名まで。県都のある郡：2ペルー金ポンド。その他の郡：5ペルー金ポンド。

投票用紙には投票者を特定するものが何も記載されなくなり、秘密投票が確立した。投票所 (Mesa Receptora de Sufragios) は、1949年選挙法以前が有権者150名毎、同法から200名毎に設置された。

有権者は投票所で、各選挙区の候補者かその所属する政党が用意した投票用紙（後述）をすべて渡され、この中から選んだ投票用紙をJNEが作成した封筒に詰めて、これを投票箱に入れた。投票用紙には立候補者の名前が予め印刷されていてもよく、有権者は選んだ投票用紙をそのまま封筒に詰めることができた。候補者の名前が印刷されていない場合は、有権者が選んだ候補者の名前を記入して投票した。投票は、午前8時から午後5時までなど、1日の一定の間に限られた。

国会議員選挙は、1939年選挙法を除き、ある定数以上の選挙区の有権者はその定数より少ない数の候補者にしか投票できない不完全連記式となった（例えば、定数3だが2名まで選べるなど）。これに該当する選挙区で投票用紙に候補者名が印刷してある場合、有権者は指定された数の候補者の名前に何らかの印をつけて投票した。

下院の選挙区を郡とした1939年選挙法を除いて、上下両院とも県が選挙区だった。各区の議員定数は、1933年憲法第91条に「法により定められる」と規定されているだけで他に明記された条文はなく、議会により選挙の度に決定された。^{*30}

また、第2期と同じく相対多数で当選者を決定した1939年から1945年までを除き、第3期は各選挙区で最も多く得票した勢力が自動

的に各選挙区の議席定数の3分の2を獲得し、残り3分の1は第2位の勢力に与えられるという「多数派への報償」方式が国会議員選挙に適用された。例えば定数6の選挙区なら、4議席は多数派の議席で、残り2議席が第2位の勢力に付与された。定数が2以下の場合は全議席が第1党に与えられた。

大統領の連続再選は引き続き禁止され、その任期は1952年の憲法改正前が5年、この改正後は6年となった。国会議員の任期は、下院が5年で大統領選挙と同時に全員改選だったものが、1940年から6年となった。上院は、当初、任期6年で2年毎に3分の1が改選されたが、1940年から6年毎に全員改選となつた。1952年から国会議員と大統領の任期が6年に揃つたため、以後は大統領と国会議員全員が同時に改選されるようになった。

大統領に当選するには、投票総数の相対多数を獲得し、かつ、この数が白票・無効票を除いた有効投票 (votos validos) の3分の1未満となならないことと規定された。この該当者がいない場合は、最多得票者3名の中から議会が決選投票で選出した。

(2) 選挙権・被選挙権 (第6表参照)

選挙権は当初、第2期の規定のままだったが、1955年に21歳以上の識字女性にも付与された。60歳以上の者を除いて投票は義務となり、棄権すると罰金刑を受けた。選挙権の行使には事前の有権者登録が必要で、登録すると選挙手帳 (libreta electoral) が渡される。この選挙手帳は公的な身分証明証として携帯が義務づけられた。

被選挙権は、大統領が1860年憲法と同じで、

*29 第3期の選挙制度に関する記述は以下の法律による。[Ministerio de Justicia 1993] [Perú

1931a ; 1931b ; 1936; 1939a ; 1939b ; 1949a ; 1949b ; 1955a ; 1955b ; 1962a]

国會議員は1860年憲法の規定から収入や職業による制限を除いたものとなり、1955年には識字女性にも与えられた。また、1933年憲法から現職大統領の親族や現役の軍人は大統領選挙への立候補を禁じられた（軍人の場合、1936年の改正までは選挙の1年前、この改正後は選挙の6ヶ月前までに退役すれば立候補は可能）。

（3）選挙の運営・監督（第7表参照）

選挙全体の管理・運営を行う恒常的な独立機関としてJNE（中央選挙管理委員会）が設置された。選挙を実施する際にはJNEの下に、JDE（県選挙管理委員会）、JPE（郡選挙管理委員会）、投票所が置かれた（1931年と1962年の選挙法はJPEを置かず）。各組織の構成メンバーは、JNEの場合は政府や議会の代表の有無により、それ以外の組織の場合は選任メンバーの要件により、選挙法毎に多少異なった。

JNEは、(a)大統領選挙や国會議員選挙の当選者を確定する、(b)全ての選挙機関を監督・監視・指導する、(c)選挙関係法案を議会に提出したり、選挙関係法規を解釈する、(d)選挙関係予算を調整する、(e)選挙違反を司法権へ通知する、(f)郡毎に有権者登録官(*registrador*)を任命する、(g)投票用紙を除き、投票箱、投票用封筒、集計報告書、各種証明書、有権者登録簿などを作成・印刷・配布する、といった広範な権限が与えられた。JDEやJPEは、投票結果の集計、個々の投票所で行われた投票集計のやり直しを含めた異議の処理、選挙前の投票所のメンバーの選任、などの権限を有した。

有権者登録については、JNEが任命する登録担当官の責任となり、郡毎に有権者登録所が設置された。登録担当官には、公証人か弁護士の資格ないしは第1審判事に相当する能力のある者など、専門家が任命されなければならなかった。

また、投票用紙は、選挙法の定める規格に合わせて、候補者かその所属する政党が各々用意した。一定の期日までに大統領選挙用はJNE、国會議員選挙用はJDEへ各々そのモデルを提出し、事前に承認を受ける必要があった。承認されたモデル以外の投票用紙は無効で、投票用紙は各々の候補者や政党が投票所管理者に送付ないし渡すこととなっていた。二重投票などの不正対策の責任は投票所管理者に任されており、この処置や判断に不服の場合は上位の選挙管理委員会に異議を申し立てた。

選挙監視の点では、第2期と同様に候補者や政党が立会人(*personero*)を各選挙関係機関に置くことができたが、これは新たに導入された政党・候補者登録（後述）が完了している場合に限られた。また、第2期の選挙無効の申し立て制度は、その対象が大統領選挙にも広げられ、選挙管理委員会による2審制（第1審がJDE、第2審がJNE）となった。なお、1931年選挙法から、公正な選挙の実施のために軍・警察が選挙管理機関の依頼に応じて治安維持活動を行うことが明記された。

（4）政党・候補者の登録（第8表参照）

第3期から、立候補者を擁立する政党などの組織および無所属の立候補者は、一定の期日までに選挙管理委員会に登録することが義務づけられた。

*30 二次資料によれば、例えば定数は次の通り（選挙年、上院定数、下院定数の順）。1939年、47、

135。1945年、47、142。1945年、45、151。1956年、55、182。[Tuesta Soldevilla 1996: 134]

務づけられた。ただ、1933年憲法第53条は国際的な組織の傘下にある政党を違法と規定した [Ministerio de Justicia 1993: 383] ことから、これに該当すると見なされた政党は登録されなかった。^{*31}

登録に必要な要件は選挙法によって多少異なるが、政党の場合、綱領や機関誌の提出、中央本部の所在地の報告などが求められ、1949年以降は一定数の有権者の署名も必要となった。登録された組織からの立候補者は、候補者登録の義務を免除された。

4. 第4期(1962年以降^{*32})

(1) 選挙方法(第5表参照)

1962年選挙法^{*33}からは投票用紙もJNEが用意している。投票用紙は1枚にまとめられ、中が大統領選挙の欄と国会議員選挙の欄に分かれている。候補者名や政党その他の組織名などが印刷されており、有権者は所定の場所に×か十の印をつけて投票する。

第4期から国会議員選挙にはドント式比例代表制が採用され、有権者は候補者個人ではなく、各組織が提出する候補者名簿に対して投票する(拘束名簿式)ことになった。

国会議員選挙の議席配分方法は次の通りである。まず各勢力の得票総数を1, 2, 3, …と整数で順次割り(ドント式)、その商を大きい順に並べる。大きい方から数えて議員定数の順番にあたる数字を分配値(cifra repartidora)と呼び、この分配値で各組織の得票総数を割り、各々の議席数を決定する(端数は切り捨て)。例えば、定数60であれば、大

きい順に並んだ商の60番目の数字が分配値で、当選者は各組織の候補者名簿の1番から分配値により求められた議席数の順位にある者までである。

1962年と1979年の選挙法では、有権者は各組織が候補者をつけた名簿の順位を変えられなかった。だが、1978年選挙法では1名、1984年選挙法以降は2名まで有権者が好みの候補者の番号を投票用紙に記入できるようになり(候補者名簿では各候補者に番号がふってある)、この選択投票(voto preferencial)の結果に基づいて名簿内の順位が並べ替えられた後に、1番から当選者が決定されることになった。

国会議員選挙の選挙区は、1962年選挙法のみ上下両院とも県だったが、1979年憲法では上院が全国一区、下院が県(リマ県のみリマ郡とその他の2つに分割)となり、また、1993年憲法では一院制議会の全国一区となつた。議員定数は、1962年法では、人口1万-2万人の選挙区から3名など、人口の階級別に決定されたが、1979年憲法は上院60議席・下院180議席、1993年憲法では120議席と、その総数を予め設けた。なお、1979年憲法は下院の議席配分について、暫定条項でリマ郡の定数を40議席と規定した。

大統領の任期は1979年憲法の前が6年、同憲法からは5年で、1993年憲法の前までは連続再選が禁止されたが、1993年憲法では1度のみ連続再選が認められている。国会議員の任期は大統領と同じで、部分改選は行われない。

*31 この規定により禁止された政党は、共産党とアブラ(アメリカ人民革命同盟)党である。特に後者は、リマや北部地方の中間層や労働者の支持を得て固い組織的基盤を有し、急進勢力として政治力を強めたため、1933年から穩健化する1956年まで(1945-48年を除く)一切の政治活動を禁止され、迫害を受けた。

*32 第4期の選挙制度に関する記述は以下の法律による。[JNE 1978a; 1979; 1990; 1995a] [Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1962b; 1962c; 1992a; 1992b]

*33 本節で言及されている1962年選挙法は、同年に成立した軍事政権が公布したもの[Perú 1962c]である。

い。

国会議員は選挙が成立すると自動的に当落が決定される。選挙が成立しないのは、投票総数の3分の2が無効票・白票であるか、無効とされた投票所の投票総数の合計が全有効投票数の3分の1以上の場合である。他方、大統領に当選するには、有効票の過半数以上が必要である。この該当者がいない場合、最多得票者2名の間で決選投票が行われる。大統領選挙での有効票について、1984年にはこれに白票・無効票が含まれるとする法律が公布されたが、1993年憲法では白票・無効票が含まれないとするペルーでの慣習が明記された。なお、1979年憲法は暫定条項で1980年の大統領選挙のみ有効票の36%以上で当選でき、該当者がいない場合は議会が選出すると規定した。

(2) 選挙権・被選挙権（第6表参照）

1978年の制憲議会選挙から有権者の年齢制限が18歳以上となり、また、1979年憲法では識字力の制限が撤廃された。第3期の義務投票制とその罰則は維持された。

被選挙権について、大統領の場合、1979年憲法以降は在住条件がなくなった以外は第3期と同じで、ペルー生まれの35歳以上と規定された。国会議員の場合は、1979年憲法下では上院議員が大統領と同じ、下院議員がペルー生まれの25歳以上だったが、1993年憲法下の一院制議会では1979年憲法の下院議員に関する規定が継承された。

(3) 選挙の管理・運営（第7表参照）

選挙を実施する際には常設のJNEの下に、1994年まではJDE、1995年からはJPEが投票所とともに各々設置されることとなった。JNEは司法関係者のみで構成される。JDEやJPEは、司法関係者が検察官が長となり、

その他のメンバーは、県や郡毎に作成される高学歴市民名簿に名前の出ている有権者の中からJNEが抽選で選出する。

選挙管理委員会（JNEやJDEないしJPE）の機能や権限は第3期と基本的には同じだが、集計に際して選挙管理委員会は投票所の集計を全てやり直すことは禁止され、投票所で異議を受けた投票用紙についてのみ審理し、その結果を以て投票所の集計結果を修正できる権限に限定された。JNEの権限にはこの他にも一部改正がなされ、JNEが投票用紙も印刷・配布することとなり、また、有権者登録について、1993年憲法の前までは、JNEは第4期に新設された有権者登録所の所長を任命する権限だけを有した（有権者登録所の所員は地方を含め所長が任命）。

1993年憲法は、JNEの機能のうちの有権者登録と選挙運営の技術的部分（投票用紙や投票箱など選挙関連用品の作成・配布、投票日における運用と暫定的集計など）を各々別の独立機関が責任を持つことを規定した。これを受けて、1995年選挙後に全国身分登録所（Registro Nacional de Identificación y Estado Civil）と全国選挙過程事務所（Oficina Nacional de Procesos Electorales）が各々設置された。この2つの新しい機関の長は司法関係者から選出され、JNEはその選出に関与しない。

(4) 政党・候補者の登録（第9表参照）

第4期では、登録ができている組織からの立候補者でも改めて登録することが規定された。1962年選挙法は組織の登録と候補者の登録の各々に一定の有権者の署名と納付金を要求したが、1980年の民政移管後はどちらかの登録でこの2つの要件が満たされていればよくなり、1984年には納付金が廃止された。

また、1984年選挙法以前は選挙の度に政党登録をする必要があったが、同法から、前の大統領選挙で5%以上の得票率をあげた組織はその次の選挙では政党登録の義務を免除されることとなった。なお、1979年憲法から特定政党の禁止条項はなくなった。

おわりに

以上、独立から現在までを4つの時期に分けてペルーの選挙制度の変遷を紹介とともに、その問題点についても若干の検討を試みた。

選挙制度の変遷の検討では、選挙方法、選挙権・被選挙権、選挙の管理・運営の方法、当選者の決定方法、候補者や選挙に参加する政治組織の登録制度に着目した。

選挙方法は、まず、初期の間接選挙から第2期以降は直接選挙となり、第3期には秘密投票も確立した。独裁時代を除いて大統領の連続再選は歴史的に禁止されてきたが、1993年憲法は1度に限り連続再選を認めた。大統領に当選するには過半数の得票が要求され、これに達しない場合は決選投票を行うのが慣例である。また、国会議員選挙は、第4期の始めまでは県や郡を選挙区として行われ、1979年憲法下では上院が全国一区、下院が県単位の選挙区となり、1993年憲法では一院制の全国一区が規定された。国会議員は第1期では投票総数の過半数以上で、第2期では相対多数制で選ばれたが、第3期には「多数派への報償」方式、第4期からはドント式比例代表制が各々採用された。

選挙権・被選挙権については、1856年憲法から経済的・職業的制限がなくなった大統領への被選挙権を除き、第1期には経済的・職業的制限、性別や識字力による制限が見られ

た。1896年には選挙権、1931年には被選挙権が識字男性に普く認められ、また、1955年には識字女性にも選挙権・被選挙権が与えられ、そして、識字能力による制限は1979年によくなくなり、現在は年齢による制限のみとなつた。

選挙の管理・運営は、第1期には、選挙の都度、地方毎に設置される機関が、有権者の登録や投票用紙・集計過程で作成される公文書などの準備を含め一切の責任を負った。第2期以降に全国的な管理・運営組織とする改革が進められ、第2期には有権者登録が全国レベルで管理されるようになった。第3期に入ると選挙の管理・運営のためにJNEを中心とする選挙管理委員会が設置されたが、投票用紙のみは選挙に参加する組織が各自作成した。第4期に、選挙管理委員会が投票用紙の作成・配布を含め選挙の準備、実施・集計、管理、監督のすべての責任を負う制度が確立した。

当選者の決定権は、第1期は大統領、国会議員ともに議会に、第2期には大統領は議会に、国会議員は地方の選挙管理組織に各自あった。第3期にJNEが設置されるにともない、当選者の決定権はすべてJNEへ移管された。また、第3期から、候補者や選挙に参加する政治団体が選挙前に選挙管理委員会へ登録する制度も始まった。

選挙制度の主要な問題点の検討では、(a)政治勢力による選挙の準備、投票、開票・集計、当選者の決定などの過程への介入・干渉の問題、(b)選挙権・被選挙権の制限の問題、(c)「一票の価値」の格差の問題、の3点について考察を行つた。

第1の政治勢力による干渉の問題については、第3期までは政治的干渉が続いたが、第

4期には選挙の準備、投票、開票・集計などの点で中立性が保証されるに至った。

選挙権・被選挙権を制限する条件は19世紀後半から徐々に撤廃されてきたが、最後まで残っていた識字力による制限がようやくなくなり、年齢による制限だけとなるのは第4期の1979年であった。

「一票の価値」の格差については、選挙区を全国一区とした場合を除くと、歴史的に解消された例はなく、今後の課題として残っている問題であることを示した。

本稿はペルーの選挙制度の幾つかの側面と問題点に焦点を当てて、その概要を通史的に紹介することに努めたことから、論ずることができなかつた点が多々ある。

第1に、本稿は選挙制度をめぐる社会勢力や政治的対立を論証するまでには至らなかつた。この点に関しては、政治状況が制定される選挙制度に影響している〔榎 1986〕と考えられるが、これを明らかにするためには、政治的な時代背景やダイナミズム、主要な政治勢力の意図や動向などを詳しく分析する必要がある。

また、選挙制度が政党のあり方や政治状況そのものに与える影響という側面も考察すべき点である。ある選挙制度が長期にわたり存続する場合は、政党や政治のあり方を規定する傾向があることはよく指摘される〔吉田 1992: (I) 60-61〕。だがペルーの場合は、歴史的にクーデタなどによる政治の不安定が恒常的に見られ、現在までのところ、1つの選挙制度の下で継続的に繰り返し選挙が実施された期間は長くとも15年未満にとどまる。従って、政治などのあり方を規定するというよりも、選挙制度は政党や政治のあり方について一定の傾向を短中期的に強めるとの見方があ

る。

例えば、1993年憲法で規定された全国一区の比例代表制による一院制議会について、選挙へ参加する組織や候補者の数を増やした一方、得票率が1%に届かない勢力にも1議席が与えられるなど以前よりも小さい勢力に議席が与えられたことから、政治勢力の分散化・小型化という1990年代に入って観察されてきた傾向を一層強めているとの意見がある〔Tuesta Soldevilla 1996a: 141, 165-168〕。果たしてこのような影響があるのか否かについて十分検討されなければならない。特に第4期については、今後、選挙制度改革議論を深める上でも、選挙制度の与える影響に関する分析は必要である。

さらに、本稿で試みた選挙制度の史的展開や前記の選挙制度の制定をめぐる政治状況などについて、ラテン・アメリカや他地域の他の国との比較して、ペルーと他国との間の共通性や各々の特徴を考察する作業もなされなければならないだろう。

以上のような点は今後の課題として、別の機会に取り組んでみたいと考える。

(*付記: 去る6月末に新選挙法が議会で可決され、次回の2000年の国会議員選挙も全国一区で行われることとなった。従って、本稿で示した国会議員選挙制度の課題は未だ克服されていない。)

参考文献

一次資料

Comisión para la Reforma Agraria y la Vivienda

1960 *La reforma agraria en el Perú : documentos I* Lima : Imprenta Casa Nacional de Moneda
Diario Oficial El peruano

1993 *Constitución política 1993* Lima : Editora Perú S. A.

Fujimori Fujimori, Alberto

1992 Discurso del 5 de abril en *20. año de gobierno, hacia la reconstrucción nacional : mensaje a la nación y memoria anual* ed. Secretaría General de la Presidencia de la República Lima: Editora Perú S. A.

JNE (Jurado Nacional de Elecciones)

1978a *Legislación para las elecciones de la Asamblea Constituyente* Lima : JNE

1978b *Resultados de las elecciones para representantes a la Asamblea Constituyente* Lima : JNE

1979 *Legislación que regirá en el proceso electoral 1979-1980* Lima : JNE

1982 *Resultados de las elecciones políticas generales de 1980* 2 volúmenes, Lima : JNE

1984 *Resultados de las elecciones municipales de 1983* Volumen 2, Lima : JNE

1986 *Resultados de las elecciones políticas generales de 1985* 4 volúmenes, Lima : JNE

1990a *Legislación que regirá en el proceso electoral 1990* Lima : JNE

1990b Resultados (de las) elecciones políticas generales 1990 (JNE/Lima)

1992 Resultados (de las) elecciones (del) Congreso Constituyente Democrático (JNE/Lima)

1995a *Ley orgánica electoral* Lima : JNE

1995b *Elecciones generales 1995 : resultados presidenciales y de Congreso* Lima : JNE, International Fundation for Electoral Systems, United States Agency for International Development

Ministerio de Justicia

1993 *Las constituciones del Perú* Lima : Ministerio de Justicia

OEA (Organización de Estados Americanos, OAS)

1992 Informe del Secretario General a la reunión ad. hoc. de Ministros de Relaciones Exteriores sobre la observación del proceso electoral para el Congreso Constituyente en el Perú (OEA/Washington, D. C.)

Perú

1822 Reglamento (de elecciones) *Gacetas* 2 (38, 40-43)

1825 *Ley reglamentaria de elecciones de diputados a Congreso, senadores, y de los individuos de las municipalidades* Lima : Imprenta del Estado

1828 *Ley reglamentaria de elecciones* Lima : Imprenta de Masias

1834 Ley orgánica de elecciones *El redactor peruano* 2 (30-34, 37, 39, 40)

1839 Ley (de elecciones) *El peruano* 2 (73)

1849 Ley reglamentaria de elecciones *El peruano* 22 (52)

1851 Ley reglamentaria de elecciones *Registro oficial* 1 (45)

1855 Ley (para la elección de diputados de la Convención Nacional) *El peruano* 28 (2)

1857 *Ley de elecciones* Lima : Imprenta del Estado

1861 *Ley orgánica de elecciones* Lima : Imprenta del gobierno

1892 Ley (de elecciones) (Oficialía Mayor del Congreso de la República/Lima)

1896 Ley (de elecciones) (Oficialía Mayor del Congreso de la República/Lima)

1912 Ley No. 1777 (Ley de Elecciones Políticas) *Anuario de la legislación peruana* 6

1915 Ley No. 2108 (Elecciones Políticas) *Anuario de la legislación peruana* 9

1919 Ley No. 4000 (Reformas Constitucionales) *Anuario de la legislación peruana* 13

1924 Ley No. 4907 (Ley de Elecciones Políticas) *Anuario de la legislación peruana* 18

1931a Decreto-Ley No. 7177 (Estatuto Electoral) *Anuario de la legislación peruana* 25

1931b Decreto-Ley No. 7287 (Reformando el Estatuto Electoral) *Anuario de la legislación peruana* 25

1936 Ley No. 8252 (Ley de Elecciones) *Anuario de la legislación peruana* 30

1939a Ley No. 8901 (Primera parte de la Legislación Electoral) en *Compilación de la legislación peruana* ed. Cámara de Diputados, tomo III, Lima : Cámara de Diputados

- 1939b Ley No. 8932 (Continuación del Estatuto Electoral) en *Compilación de la legislación peruana* ed. Cámara de Diputados, tomo III, Lima Cámara de Diputados
- 1949a Decreto-Ley No. 11172 (Nuevo Estatuto Electoral) *Normas legales* 11
- 1949b Decreto-Ley No. 11332 (Modificaciones del Estatuto Electoral) *Normas legales* 11
- 1955a Ley No. 12462 (Promulgáse la ley que modifica el Estatuto Electoral) *Normas legales* 23
- 1955b Ley No. 12491 (Ley que aumenta el número de senadores y diputados) *Normas legales* 23
- 1962a Ley No. 13713 (Estatuto Electoral) *Normas legales* 36
- 1962b Ley No. 14207 (Registro Electoral del Perú) *Normas legales* 37
- 1962c Ley No. 14250 (Elecciones Políticas del Perú) *Normas legales* 37
- 1992a Decreto-Ley No. 25684 (Dictan Ley de Elecciones para el Congreso Constituyente Democrático) *Normas legales de El peruano* (22 de agosto)
- 1992b Decreto-Ley No. 25686 (Modifican la Ley de Elecciones para el Congreso Constituyente Democrático) *Normas legales de El peruano* (25 de agosto)
- 1995 Ley No. 26452 (Modifican diversos artículos del Texto Único Integrado de la Ley de Elecciones Generales y de la Ley de Elecciones Municipales) *Normas legales de El peruano* (12 de mayo)

二次資料

Adrianzén, Alberto

- 1992 *Democracia y partidos en el Perú: ¿una transición perpetua?* en *Los partidos políticos en el inicio de los noventa: seis casos latinoamericanos* ed. Manuel Antonio Garretón Santiago de Chile : FLACSO

Aranburú, Jorge F.

- 1915 *Derecho electoral: antecedentes históricos y aplicaciones a la nueva ley* Lima : La Opinión Nacional

Basadre, Jorge

- 1980 *Elecciones y centralismo en el Perú: apuntes para un esquema histórico* Lima : Centro de Investigaciones de la Universidad del Pacífico

- 1983 *Historia de la República del Perú 1822-1933* 11 tomos, séptima edición, Lima : Editorial Universitaria

Contreras, Carlos

- 1994 ¿Elecciones? Las de antes... *Argumento* 23-24 : 17-19

Cotler, Julio

- 1968 La mecánica de la dominación interna y del cambio social en la sociedad rural en *Perú problema: cinco ensayos* eds. José Matos Mar et al. Perú Problema 1, Lima : Instituto de Estudios Peruanos.

- 1978 *Clases, estado y nación en el Perú* Perú Problema 17, Lima : Instituto de Estudios Peruanos

- 1988 Los partidos políticos y la democracia en el Perú en *Democracia, sociedad y gobierno en el Perú* eds. Luis Pássara y Jorge Parodi Lima : Centro de Estudios de Democracia y Sociedad

- 1994 *Política y sociedad en el Perú: cambios y continuidades* Perú problema 23, Lima : Instituto de Estudios Peruanos

Chamané Orbe, R.

- 1990 El sufragio en el Perú *Socilismo y Participación* 52 : 63-75

Chirinos Soto, Enrique

- 1979 *La nueva constitución: al alcance de todos* Lima : Editorial Andina

Dahl, Robert A.

- 1971 *Polyarchy: Participation and Opposition* New Heaven Conn.: Yale University Press

Deutsch, Karl

- 1961 Social Mobilization and Political Development *American Political Science Review* 55 : 493-514

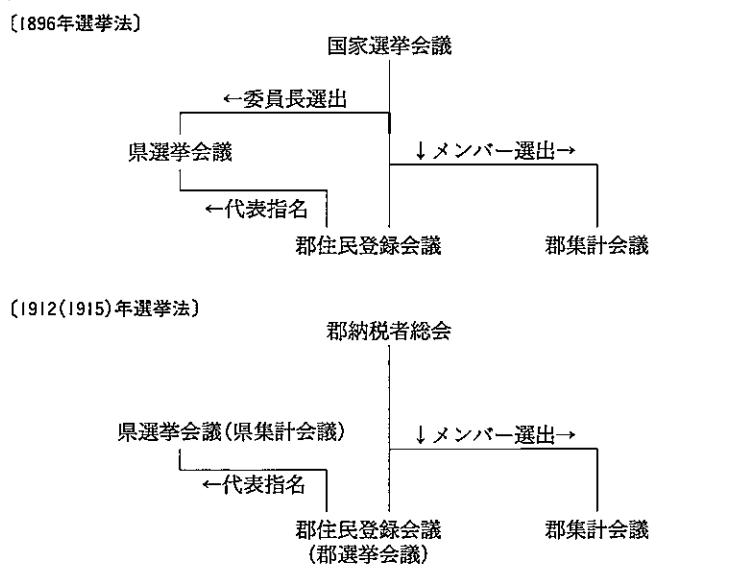
García Belaunde, Domingo

- 1986 Sistema electoral y representación política en el Perú en *Sistemas electorales y re-*

- presentación política en Latinoamérica* eds. Fundación Friedrich Ebert e Instituto de Cooperación Iberoamericana Madrid: Fundación Friedrich Ebert e Instituto de Cooperación Iberoamericana
- Instituto Libertad y Democracia
- 1992 *Para que estemos representados en el CCD: iniciativa popular* Lima: Instituto Libertad y Democracia
- 蒲島郁夫
- 1988 『政治参加』現代政治学叢書6, 東京大学出版会
- 小林良彰
- 1994 『選挙制度——民主主義再生のために——』丸善ライブラリー135
- Lopez, Sinesio
- 1991 *El dios mortal: estado, sociedad y política en el Perú del siglo XX* Lima: Instituto Democracia y Socialismo
- Lynch, Nicolás
- 1992 *La transición conservadora: movimiento social y democracia en el Perú, 1975-1978* Lima: El zorro de abajo ediciones
- 三宅一郎
- 1989 『投票行動』現代政治学叢書5, 東京大学出版会
- Molinar Horcasitas, Juan
- 1991 *El tiempo de la legitimidad: elecciones, autoritarismo y democracia en México* México, D. F.: Cal y Arena
- 村上勇介
- 1994 「ペルーの政党に関する一考察」『外務省調査月報』(2)
- 中川文雄・松下洋・遅野井茂雄
- 1985 『ラテンアメリカ現代史II——アンデス・ラプラタ地域——』世界現代史34, 山川出版社
- 西平重喜
- 1981 『比例代表制——国際比較にもとづく提案——』中公新書615
- Nohlen, Dieter
- 1994 *Sistemas electorales y partidos políticos* México, D. F.: Universidad Nacional Autónoma de México y Fondo de Cultura Económica
- O'Donnell, Guillermo and Philippe C. Schmitter
- 1986 *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies* Baltimore, Md.: The Johns Hopkins University Press.
- 大串和雄
- 1993 『軍と革命——ペルー軍事政権の研究——』東京大学出版会
- 遅野井茂雄
- 1978 「軍政と政治発展(I)(II)——ペルーにおける SINAMOS と軍部——」『アジア経済』19 (10-11)
- 1985 「ペルーの政治社会変動——転換期社会に関する序論的考察——」小坂允雄・丸谷吉男編『変動するラテンアメリカの政治・経済』アジア経済研究所
- 1988 「ペルーの法制度」中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』経済協力シリーズ(法律)140 アジア経済研究所
- 1991 「ペルーの政治変動——フジモリ現象への一接近——」『アジア経済』32 (9)
- 1993a 「現代の政党——民主化の課題に応えられるか——」松下洋・乗浩子編『ラテンアメリカ——政治と社会——』ラテンアメリカ・シリーズ1, 新評社
- 1993b 「ペルーの経済改革と政治体制の断絶」遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』研究双書 No. 433, アジア経済研究所
- 1993c 「社会変動と政党政治——ペルーを中心に——」日本国際問題研究所『中南米における民主化の意味と条件』日本国際問題研究所
- 1995 『現代ペルーとフジモリ政権』アジアを見る眼91, アジア経済研究所
- Paniagua Corazao, Valentín
- 1994 Sistema electoral en *La constitución de 1933: análisis y comentarios* ed. Comisión Andina de Juristas Lecturas sobre Temas Constitucionales 10 Lima: Comisión Andina de Juristas

- 1996a Sistema electoral y elección del Congreso en *La Constitución de 1993 : análisis y comentarios III* ed. Comisión Andina de Juristas Lecturas sobre Temas Constitucionales 12 Lima : Comisión Andina de Juristas
- 1996b Un tríptico institucional : los organismos electorales en *Los enigmas del poder : Fujimori 1990-1996* ed. Fernando Tuesta Soldevilla Lima : Fundación Friedrich Ebert
- Patiño Samudio, Manuel
- 1893 *Estudio de nuestras leyes sobre elecciones políticas* Lima: Benito Gil
- Roncagliolo, Rafael
- 1980 *¿Quién ganó? : elecciones 1931-80* Lima : DESCO
- Rushemeyer, Dietrich, Evelyn Huber Stephens and John D. Stephens
- 1992 *Capitalist Development and Democracy* Chicago : University of Chicago Press
- 篠原一・永井陽之助編
- 1984 『現代政治学入門』第2版 有斐閣双書
- 杣 正夫
- 1986 『日本選挙制度史——普通選挙法から公職選挙法まで——』 九州大学出版会
- Tuesta Soldevilla, Fernando
- 1985 *Perú 1985 : el derrotero de una nueva elección* Lima : Fundación Friedrich Ebert
- 1994 *Perú político en cifras : élite política y elecciones* 2da. edición, Lima : Fundación Friedrich Ebert
- 1995 *Sistema de partidos políticos en el Perú 1978-1995* Lima : Fundación Friedrich Ebert
- 1996a El impacto del sistema electoral sobre el sistema político peruano en *Los enigmas del poder : Fujimori 1990-1996* ed. Fernando Tuesta Soldevilla Lima : Fundación Friedrich Ebert
- 1996b *Símposio sobre reforma electoral (memoria)* Lima : International Fundation for Electoral Systems, United States Agency for International Development
- Webb, Richard, y Graciela Fernández Baca
- 1994 *Perú en números 1994* Lima : Cuánto S. A.
- 1996 *Perú en números 1996* Lima : Cuánto S. A.
- 吉田秀穂
- 1992 「チリの選挙制度の歴史的変遷に関する一考察(I)(II)——民政化以後の選挙制度改革問題と関連して——」『アジア経済』33 (11-12)

第1図 選挙法上の選挙管理機構(第2期)



出典：[Perú 1912-1915] を基に筆者作成。
注：下の図で括弧内は1915年選挙法で改正された名称である。

第1表 選挙方法(第1期)

憲法・選挙法	直接・間接	選挙人	下院議員	上院議員	大統領
1822年制憲議会選挙法	直接選挙	——	・人口15,000名に一議員、これを越えた7,500名毎に1議員増 ・1795年センサスで県毎の議席数を決定、計79議席 ・教区毎に選挙	——	——
1823年憲法 1825年選挙法	間接選挙	・人口200名に一選挙人 ・教区毎に選出	・人口12,000名に一議員 ・郡選挙会で選出 ・任期4年で、2年毎に1/2改選	・各県3議席 ・郡選挙会で2名の候補を選出し、上院がこの結果を集計して選出 ・任期12年で、4年毎に1/3改選	・上院より推薦された候補者から議会が選出 ・任期4年、連続再選禁止
1826年憲法	間接選挙	・市民100名に一選挙人 ・教区毎に選出	・24議席 ・最初のみ郡選挙会で指名 ・任期4年で、2年毎に1/2改選 ・郡選挙会が欠員補充候補を推薦し、下院が選出	・24議席 ・最初のみ郡選挙会で指名 ・任期8年で、4年毎に1/2改選 ・郡選挙会が欠員補充候補を推薦し、上院が選出	・終身 ・初回のみ議会が選出(ボリーバル就任)
1828年憲法 1828年選挙法	間接選挙	・人口200名に一選挙人 ・教区毎に選出	・住民20,000名に一議員、これを越えたら10,000名毎に一議員増、計74議席 ・郡選挙会で選出 ・任期4年で、2年毎に1/2改選	・各県3議席、計21議席 ・郡選挙会で選出された6名の候補から、県評議会(各郡2名の代表により構成)が選出 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・郡選挙会で投票し、議会が集計 ・任期4年、一期おいて一度だけ再選可
1834年憲法 1834年選挙法	間接選挙	・人口200名に一選挙人 ・教区毎に選出	・住民24,000名に一議員、これを越えたら12,000名毎に一議員増、計74議席 ・郡選挙会で選出 ・任期4年で、2年毎に1/2改選	・各県5議席、計40議席 ・郡選挙会が10名の候補者を選出し、各候補者の得票を上院が集計して決定 ・任期4年で、2年毎に1/2改選	・郡選挙会で投票し、議会が集計 ・任期4年、連続再選禁止
1839年憲法 1849年選挙法 1851年選挙法	間接選挙	・人口500名に一選挙人	・人口30,000名に一議員、これを越えたら15,000名毎に一議員増、計76議席 ・郡選挙会で選出 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・21議席(各県3議席)を選出し、各候補の得票を上院が集計して決定 ・任期8年で、4年毎に1/2改選	・郡選挙会で投票し、任期6年で、連続再選禁止
1855年国民會議選挙法	直接選挙	——	・住民30,000名に一議員、これを越えたら15,000名毎に一議員増、計83議席 ・教区毎に選挙	——	——
1856年憲法 1857年選挙法	直接選挙	——	・住民25,000名に一議員、これを越えたら15,000名毎に一議員増 ・教区毎に選挙 ・議会開設後、くじ引きで半分を下院議員、残りを上院議員とする ・1年毎に1/3ずつ改選	・教区毎に投票し、議会が集計 ・任期4年で、連続再選禁止	
1860年憲法 1861年選挙法 1892年選挙法	間接選挙	・住民500名に一選挙人、200名(1892年は250名)を越える毎に一名増 ・教区(1892年は区)毎に投票	・住民30,000名に一議員、これを越えたら15,000名毎に一議員増、各郡から最低一議員 ・郡選挙会で選出 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・郡数により県毎に議席数が決められている ・郡選挙会で投票し、上院が集計して決定 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・郡選挙会で投票し、議会が集計して決定 ・任期4年で、連続再選禁止
1867年憲法	直接選挙	——	・住民25,000名に一議員、これを越えたら15,000名毎に一議員増、各郡から最低一議員 ・任期4年で、2年毎に1/2改選	・議会が集計 ・任期は5年で、連続再選禁止	

出典：[Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1822;1825;1828;1834;1839;1849;1851;1855;1857;1861;1892]を基に筆者作成。

注1：憲法・選挙法の欄で憲法の下に選挙法が記してあるものは、その憲法下で公布された選挙法であることを示す。

注2：1867年憲法は1868年に無効とされ、1860年憲法が復活したため、1892年選挙法は1860年憲法の下で公布された。

注3：県(departamento)、郡(provincia)、区(distrito)は行政単位で、区が最も小さい。教区(parroquia)はカトリック教会による区分で行政区画の区とは必ずしも一致しない。ただし、1823年憲法のみ教区を行政区と規定し、区の下位に置いた。

注4：議席数についてはデータが入手できなかったものがある。

注5：1826年憲法は三院制だった。三番目の監査院(Cámara de Censores)は24議席で、初回のみ郡選挙会で指名し、終身制だった。また、1867年憲法は一院制議会だった。

注6：1826年憲法、1851年選挙法、1892年選挙法による選挙は行われたことがなかった。

第2表 選挙権(第1期)

憲法・選挙法	年齢制限・性別	経済的・職業的制限	識字能力制限
1822年制憲議会選挙法	21歳以上 男性	規定なし	規定なし
1823年憲法 1825年選挙法	25歳以上 男性	財産を有するか、使用人や日雇い以外の職にあること	規定あり(ただし、1840年まで不適用)
1826年憲法	25歳以上 男性	使用人などではない職を持つこと	規定あり
1828年憲法 1828年選挙法	21歳以上 男性	規定なし	規定なし
1834年憲法 1834年選挙法	21歳以上 男性	納税者が、公務員ないし使用人や乞食でなく職を有する者	規定なし
1839年憲法 1839年選挙法 1849年選挙法 1851年選挙法	25歳以上 男性	納税者	規定あり(ただし、小学校のない所の先住民と混血については1844年まで不適用)
1855年国民會議選挙法	21歳以上 男性	規定なし	規定なし
1856年憲法 1857年選挙法	21歳以上 男性	識字者か、製造所の主(jefe de taller)、土地所有者ないし退役軍人	規定あるが、選択肢の一部(左項参照)
1860年憲法 1861年選挙法	21歳以上 男性	識字者か、製造所の主(jefe de taller)、土地所有者ないし納税者	規定あるが、選択肢の一部(左項参照)
1867年憲法	21歳以上 男性	規定なし	規定なし

出典：第1表と同じ。

注：すべてに「市民権行使している者」という要件も加わる。

第3表 被選挙権(第1期)

憲法・選挙法	選挙人	下院議員	上院議員	大統領
1822年制憲議会選挙法	——	・25歳以上	——	——
1823年憲法 1825年選挙法	・25歳以上 ・選挙区の住民 ・年間300ペソ以上の収入を生む不動産ないし収入、または公立学校の教員	・25歳以上 ・800ペソ以上の価値の不動産か同等の年収のある者、または公立学校の教員	・40歳以上 ・選出される郡か県で出生、ないし10年以上居住 ・1万ペソ以上の価値のある不動産を持つか、年収2000ペソ以上、ないしは公立学校の教員 ・清廉潔白で、専門知識を持っていること	・ペルー生まれで、下院議員と同じ要件
1826年憲法	・25歳以上 ・識字者 ・使用人などではない職を有していること	・25歳以上 ・犯罪の前科を有しないこと	・選挙人の要件 ・ただし、年齢は35歳以上 ・犯罪の前科を有しないこと	・終身(ボリーバル)
1828年憲法 1828年選挙法	・21歳以上 ・選挙区の住民 ・年収300ペソ以上か、日雇い、使用人以外の職にある者 ・識字者(但し、先住民を除く)	・26歳以上 ・年収500ペソ以上か、公立学校の教員 ・選出される県か郡で出生したか、ペルー生まれでそこに7年以上在住	・40歳以上 ・年収1000ペソ以上の収入、ないし公立学校の教員 ・犯罪の前科がないこと ・その他は下院議員と同じ要件	・ペルー生まれ ・30歳以上 ・その他は上院議員と同じ要件
1834年憲法 1834年選挙法	・21歳以上 ・識字者 ・納税している不動産や大資本、製造所を有するか、公務員、職人、ないし公立学校の教員	・25歳以上 ・年収500ペソ以上か、公立学校の教員 ・選出される郡か県で出生、ないし7年以上在住	・ペルー生まれ ・40歳以上 ・年収1000ペソ以上か、公立学校の教員 ・犯罪の前科がないこと	・30歳以上 ・その他は上院議員と同じ要件

1839年憲法 1839年選挙法 1849年選挙法 1851年選挙法	・25歳以上 ・選挙区かそれを含む郡の出身,ないしはそこに2年以上居住 ・識字者	・ペルー生まれ ・30歳以上 ・年収700ペソ以上 ・選挙区の郡かその県の出身,ないしはそこに3年以上居住	・ペルー生まれ ・40歳以上 ・年間700ペソ以上の地代か,年収1000ペソ以上 ・その他は下院議員と同じ要件	・上院議員と同じ要件
1855年国民会議選挙法	――	・ペルー生まれ ・28歳以上 ・年間600ペソ以上の収益を生む不動産ないし資本を有するか,同額の年収を有する,または現役の教員	――	――
1856年憲法 1857年選挙法	――	・ペルー生まれ ・28歳以上 ・ペルーに5年以上在住 ・年収500ペソ以上か,教員	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・10年以上ペルーに在住	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・10年以上ペルーに在住
1860年憲法 1861年選挙法 1892年選挙法	・21歳以上 ・識字者 ・選挙区の出身か近隣区に住む者	・ペルー生まれ ・25歳以上 ・選挙区の郡が含まれる県の出身か3年以上在住 ・500ペソ以上の年収か教員	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・1000ペソ以上の年収か教員	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・ペルーに10年以上在住
1867年憲法	――	・21歳以上 ・ペルー生まれ ・選挙区の郡のある県の出身か,その郡に2年以上在住	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・10年以上ペルーに在住	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・10年以上ペルーに在住

出典：第1表に同じ。

注1：記載を略したが、すべてに「男性」「市民権を使用している者」という要件が入っている（後者は1822年の場合と1826年の終身大統領の規定の場合を除く）。

注2：選挙人の要件で、1839年法は「不動産税を納めているか、日雇い、使用人ではない職に就いていること」が加えられている。また、正確には、1851年法は「納税している先住民を除いて、識字者」、1892年法は「500ペソ以上の価値の不動産を有するか、年収200ペソ以上、ないしは教員」となっている。

注3：1826年憲法下の第三院、監査院の被選挙権は、上院議員の要件、40歳以上、犯罪の前科がないこと、だった。

注4：1867年憲法は一院制議会を定めていた。

第4表 有権者登録(第1期)

1822年制憲議会選挙法	県知事を委員長とする有権者評価委員会が作成する。
1823年憲法 1825年選挙法	教区毎に置かれる地方政府(municipalidad)が管理する市民登録を用いる。
1826年憲法	教区選挙人より構成される選挙団(cuerpo electoral)が毎年評価して有権者を決定し、作成する。
1828年憲法 1828年選挙法	教区毎に置かれる地方政府(municipalidad)が作成し、県評議会(各郡2名の代表から構成される)が改正する市民登録を用いる。
1834年憲法 1834年選挙法	郡毎に置かれる地方政府が納稅台帳や教区民登録を参考に市民登録を作成し、用いる。
1839年憲法 1839年選挙法 1849年選挙法 1851年選挙法	区知事(gobernador)を中心に政治センサスが行われて市民登録が作成され、その県の中心地に設置される警察署長に送付された後、この署長が発行する写しを用いる。 教区毎に区知事、管財人(sindico)、主任司祭(cura)及びこれらの者の投票により過半数を得て指名された2名の住民から構成される市民登録評議会が作成、改訂する。 教区毎に区知事、管財人、主任司祭およびこれらの者の投票により過半数を得て大口納稅者の中から指名された2名の住民からなる有権者評議会が、教区民登録、納稅台帳、調査を基に毎月、作成、改訂する。2年に1度、政府に提出する。
1855年国民会議選挙法	区知事、治安判事、主任司祭の投票により過半数を得て土地所有者や学校の長、工場主(jefes de algún establecimiento industrial)の中から4名の住民を選出し、治安判事を委員長、この4名を委員とする有権者登録委員会が設置され、作成する。
1856年憲法 1857年選挙法	郡毎に設置される地方政府が作成する市民登録を用いる。
1860年憲法 1861年選挙法 1892年選挙法	県知事(prefecto)が郡毎に市民登録評議会(Junta de Registro Cívico)を任命し、これが作成する。

出典：第1表に同じ。

注：1839年憲法下では選挙法により多少違いがあるため、各々記した。

第5表 選挙方法(第2期～第4期)

憲法・選挙法	直接・間接 秘密・公開	下院議員	上院議員	大統領
1895年改憲法 1896年選挙法 1912年選挙法 1915年選挙法	直接選挙 公開選挙	・住民30,000名に1議員、これを越えたら15,000名毎に1議員増、各郡から最低1名 ・郡集計評議会が確定 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・郡数により県毎に議席数が決められている ・県選挙評議会(県集計評議会)が確定 ・任期6年で、2年毎に1/3改選	・議会により確定 ・任期5年で、連続再選禁止
1933年憲法 1931年選挙法 1936年選挙法 1939年選挙法 1939年改憲法 1949年選挙法 1952年改憲法 1955年選挙法 1962年選挙法a	直接選挙 秘密選挙	・県を選挙区(1939年のみ郡) ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は1939年まで5年、1940年から6年で、任期終了時に全員改選	・県を選挙区 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は1939年まで6年で、2年毎に1/3改選、1940年からは6年で、任期終了時に全員改選	・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は1951年まで5年、1952年から6年で、連続再選禁止
1962年選挙法c	直接選挙 秘密選挙	・県を選挙区 ・比例代表制 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期6年で、任期終了時に全員改選	・県を選挙区 ・比例代表制 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期6年で、任期終了時に全員改選	・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は6年で、連続再選禁止
1979年憲法	直接選挙 秘密選挙	・県を選挙区(リマ県のみ2分割) ・比例代表制 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期5年で、任期終了時に全員改選	・全国一区 ・比例代表制 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期5年で、任期終了時に全員改選	・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は5年で、連続再選禁止
1993年憲法	直接選挙 秘密選挙	・全国一区 ・比例代表制 ・中央選挙管理委員会が確定 ・任期5年で、任期終了時に全員改選		・中央選挙管理委員会が確定 ・任期は5年で、1度のみ連続再選可

出典：[Diario Oficial El Peruano 1993] [JNE 1979;1990a;1995a] [Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1896;1912;1915;1931a;1931b;1936;1939a;1939b;1949a;1949b;1955a;1955b;1962a;1962c]を基に筆者作成。

注：1962年選挙法aは[Perú 1962a]、1962年選挙法cは[Perú 1962c]のこと、前者が1962年の軍政の前の、後者がこの軍政下での選挙法である。

第6表 選挙権と被選挙権(第2期～第4期)

憲法・選挙法	選挙権	被選挙権		
		下院議員	上院議員	大統領
1895年憲法改正 1896年選挙法 1912年選挙法 1915年選挙法	・識字力 ・21歳以上 ・男性	・ペルー生まれ ・25歳以上 ・選挙区の郡がある県の出身か、そこに3年以上在住 ・500ペソ以上の年収か教員 ・男性	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・1000ペソ以上の収入か教員 ・男性	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・ペルーに10年以上在住 ・男性
1933年憲法 1931年選挙法 1939年選挙法 1939年憲法改正 1949年選挙法 1952年憲法改正 1955年選挙法	・識字力 ・21歳以上 ・男性	・ペルー生まれ ・25歳以上 ・選挙区の郡がある県の出身か、そこに3年以上在住 ・男性	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・男性	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・ペルーに10年以上在住 ・男性
1955年憲法改正 1962年選挙法a 1962年選挙法c	・識字力 ・21歳以上	・ペルー生まれ ・25歳以上 ・選挙区の郡がある県の出身か、そこに3年以上在住	・ペルー生まれ ・35歳以上	・ペルー生まれ ・35歳以上 ・ペルーに10年以上在住
1979年憲法	・18歳以上	・ペルー生まれ ・25歳以上	・ペルー生まれ ・35歳以上	・ペルー生まれ ・35歳以上
1993年憲法	・18歳以上	・ペルー生まれ ・25歳以上		・ペルー生まれ ・35歳以上

出典：第5表に同じ。

注1：1895年は1860年憲法、1955年は1933年憲法の改正である。

注2：「市民権を行使している者」という条件が全ての欄に入るが、本表では省略した。

第7表 選挙管理機関のメンバー(第3期・第4期)

憲法・選挙法	中央選挙管理委員会	県選挙管理委員会	郡選挙管理委員会	投票所	有権者登録所
1931年選挙法	・最年長の最高検察官1名 ・4国立大学代表各1名、計4名 ・県選挙管理委員会代表4名(各委員会が指名した者から抽選)	・県都に住む最年長の検察官1名 ・各郡の代表各1名(各郡の判事が定職を持つ25歳以上の識字市民を8名選び、この中から抽選)	(設置されず)	・有権者150名 毎に区の治安判事が有権者の中から抽選で選出	・郡毎に高等裁判所が公証人か弁護士の中から有権者登録官を任命
1936年選挙法	・最年長の最高検察官1名 ・議会の代表1名 ・政府の代表1名 ・県選挙管理委員会代表4名(各委員会が指名した者から抽選)	・県都に住む最年少の第1審判事 ・各郡の代表各1名(郡選挙管理委員会が定職を持つ25歳以上の識字市民を8名選び、この中から抽選)	・最年少の第1審判事 ・納税者名簿の上位2名と下から2名を中央選挙管理委員会が任命	・有権者150名 毎に郡選挙管理委員会が公証人か弁護士の中から有権者登録官を任命	・郡毎に郡選挙管理委員会が公証人か弁護士の中から有権者登録官を任命
1939年選挙法	・最高裁判所代表1名 ・政府代表1名 ・4国立大学代表各1名、計4名 ・県選挙管理委員会代表4名(各委員会が指名した者から抽選)	・各郡の代表から5名を抽選で選出(各郡の代表は郡選挙管理委員会が定職を持つ25歳以上の識字市民を4名選び、この中から抽選)	・中央選挙管理委員会が各郡の納税者の中から3名を任命	・有権者150名 毎に郡選挙管理委員会が有権者の中から任命	・郡毎に中央選挙管理委員会が公証人、弁護士ないしは第1審判事の能力を有する者の中から任命
1949年選挙法	・最高裁判所判事1名 ・政府代表1名 ・議会代表1名 ・県選挙管理委員会代表3名(各委員会が指名した者から抽選)	・中央選挙管理委員会が県都に住む有権者の中から5名を任命	・中央選挙管理委員会が郡都に住む有権者の中から3名を任命	・有権者200名 毎に郡選挙管理委員会が有権者の中から任命	・郡毎に中央選挙管理委員会が第1審判事の能力のある者の中から任命
1955年選挙法	・最高裁判所判事1名 ・政府代表1名 ・上院代表1名 ・下院代表1名 ・国立サン・マルコス大学代表1名 ・リマ高等裁判所代表1名	・中央選挙管理委員会が県都に住む有権者の中から5名を任命	・中央選挙管理委員会が郡都に住む有権者の中から3名を任命	・有権者200名 毎に郡選挙管理委員会が有権者の中から任命	・郡毎に中央選挙管理委員会が第1審判事の能力のある者の中から任命
1962年選挙法a	・最年長の最高検察官1名 ・政府代表1名 ・議会代表1名 ・県選挙管理委員会代表4名(各委員会が指名した者から抽選)	・最年長の高等検察官1名 ・中央選挙管理委員会が有権者20名(高等裁判所が定職を持つ25歳以上の識字市民を選ぶ)の中から抽選で4名を選出	(設置されず)	・有権者200名 毎に県選挙管理委員会が最も学歴の高い15名の有権者から抽選で選出	・郡毎に中央選挙管理委員会が第1審判事の能力のある者の中から任命
1962年選挙法c	・最高裁判所の代表1名 ・全国法曹協会連合会執行部代表1名 ・リマ法曹協会理事会代表1名 ・国立大学法学部教授の代表1名 ・県選挙管理委員会代表3名(各委員会が指名した者から抽選)	・高等裁判所代表1名 ・中央選挙管理委員会が市民25名(高等裁判所が県都在住の定職を持つ25歳以上の識字市民を選ぶ)から抽選で4名を選出	(設置されず)	・有権者200名 毎に県選挙管理委員会が最も学歴の高い15名の有権者から抽選で選出	・有権者登録所長のみ中央選挙管理委員会が任命、その他は専門職員
1979年憲法 1979年選挙法 1990年選挙法	・最高裁判所の代表1名 ・全国法曹協会連合会代表1名 ・リマ法曹協会代表1名 ・国立大学法学部長代表1名 ・県選挙管理委員会代表3名(全国を3ブロックに分けて各々が推薦)	・高等裁判所代表1名 ・中央選挙管理委員会が市民15名(高等裁判所が県都在住の定職を持つ25歳以上の市民を選ぶ)から抽選で4名を選出	(設置されず)	・有権者200名 毎に県選挙管理委員会が最も学歴の高い25名の有権者から抽選で選出	・有権者登録所長のみ中央選挙管理委員会が任命、その他は専門職員
1993年憲法 1995年選挙法	・最高裁判所代表1名 ・最高検察官代表1名 ・リマ法曹協会代表1名 ・国立大学法学部長代表1名 ・私立大学法学部長代表1名	(設置されず)	・最年長の郡検察官 ・中央選挙管理委員会が市民15名(高等裁判所が郡都在住の25歳以上の市民を選ぶ)から抽選で4名を選出	・有権者200名 毎に郡選挙管理委員会が高学歴の有権者から抽選で選出	・有権者登録所長のみ中央選挙管理委員会が任命、その他は専門職員

出典：[Diario Oficial El Peruano 1993] [JNE 1979;1990a;1995a] [Ministerio de Justicia 1993] [Perú 1931a;1931b;1936;1939a;1939b;1949a;1949b;1955a;1955b;1962a;1962b;1962c]を基に筆者作成。

第8表 政党および候補者の登録要件(第3期)

選挙法	政党・組織	無 所 属	
		大統領候補	国會議員候補
1931年 1936年	・綱領の提出 ・過去2ヶ月以内に8冊の機関誌発行 ・中央執行委員会事務局所在地の届け出 ・候補者を中央選挙管理委員会に登録	・1000名以上の有権者の署名 ・1000金ソル納付 ・投票日10日前までに立候補の届け出	・100名以上の有権者の署名 ・100金ソル納付 ・投票日3日前までに立候補の届け出
1939年	・綱領の提出 ・過去30日以内に8冊の機関誌発行 ・中央執行委員会事務局所在地の届け出 ・候補者を中央選挙管理委員会に登録	・2000名以上の有権者の署名 ・3000金ソル納付 ・投票日11日前までに立候補の届け出	・上院300名以上、下院150名以上の有権者の署名 ・上院400金ソル、下院200金ソルの納付 ・投票日3日前までに立候補の届け出
1949年 1955年	・2万名以上の有権者の署名 ・綱領の提出 ・県都で投票日の90日前までに10冊の機関誌を発行 ・中央執行委員会事務局所在地の届け出 ・大統領候補を登録する	・2000名以上の有権者の署名 ・5000金ソル納付 ・投票日30日前までに立候補の届け出	・上院300名以上、下院150名以上の有権者の署名 ・上院1000金ソル、下院500金ソルの納付 ・候補者の完全な名簿を投票日30日前までに届け出
1962年	・2万名以上の有権者の署名 ・綱領と内規の提出 ・中央執行委員会事務局所在地の届け出	・2万名以上の有権者の署名 ・2万金ソル納付 ・投票日70日前までに立候補の届け出	・上院1500名以上、下院500名以上の有権者の署名 ・上院3000金ソル、下院2000金ソルの納付 ・候補者の完全な名簿を投票日100日前までに届け出

出典：[Perú 1931a;1931b;1936;1939a;1939b;1949a;1949b;1955a;1955b;1962a]を基に筆者作成。

第9表 組織および候補者の登録(第4期)

選挙法	組 織		候補者	
	政 党	連 合	大 統 領	国 會議 員
1962年法c	・2万名以上の有権者の署名 ・綱領と内規の提出 ・全国の県の半分以上で支部を設置し、登録 ・投票日120日前までに申請書を添えて手続き	・動機表明書 ・綱領の提出 ・4万名以上の有権者の署名 ・全国の県の半分以上で支部を設置し、登録 ・投票日120日前までに申請書を添えて手続き	・投票日90日前までに申請 ・6万名以上の有権者の署名 ・3万金ソルの納付	・投票日90日前までに完全な名簿とともに申請 ・上院各候補につき3000名、下院各候補につき1500名の有権者の署名 ・上院各候補につき2000金ソル、下院各候補につき1000金ソルの納付
1979年法	・4万名以上の有権者の署名 ・綱領と内規の提出 ・全国の県の半分以上で支部を設置し、登録 ・投票日120日前までに申請書を添えて手続き	・左記の登録をした組織間でのみ、投票日の120日前までに手続きできる	・投票日90日前までに申請 ・10万金ソルの納付 ・政党登録していない場合の候補のみ、4万名以上の有権者の署名	・投票日90日前までに完全な名簿とともに申請 ・政党登録していない場合、上院各候補につき3万名、下院各候補につき3000名の有権者の署名 ・政党登録していない場合、上院は1名簿につき10万金ソル、下院は候補者1名につき5000金ソルの納付
1984年法	・10万名以上の有権者の署名 ・綱領と内規の提出 ・全国の県の半分以上で支部を設置し、登録 ・投票日180日前までに申請書を添えて手続き	・左記の登録をした組織間でのみ、投票日の120日前までに手続きできる	・投票日180日前までに申請 ・政党登録していない候補のみ、4万名以上の有権者の署名	・投票日90日前までに完全な名簿とともに申請 ・政党登録していない場合、上院各候補につき3万名、下院各候補につき3000名の有権者の署名
1995年法	・10万名以上の有権者の署名を入力したフロッピーーを提出 ・綱領と内規の提出 ・全国の県の半分以上で支部を設置し、登録 ・投票日180日前までに申請書を添えて手続き	・左記の登録をした組織間でのみ、投票日の180日前までに手続きできる	・投票日180日前までに申請 ・政党登録していない候補のみ、10万名以上の有権者の署名	・投票日90日前までに完全な名簿とともに申請 ・政党登録していない場合、10万名の有権者の署名

出典：[JNE 1979;1990a;1985a] [Perú 1962c]を基に筆者作成。

注：1995年の選挙後に政党など組織の登録に必要な署名数が改正され、現在は、選挙区の有権者の4%以上の署名が必要である。